



第10回 定時株主総会 招集ご通知

2024年3月1日から2025年2月28日まで

決議事項

議案 取締役7名選任の件

開催情報

日時：2025年5月23日（金曜日）
午前9時 受付開始
午前10時 開会
場所：東京都台東区西浅草3丁目17番1号
浅草ビューホテル「4F（飛翔の間）」



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来のくらしを創造する

【株主総会資料の電子提供制度のご案内】

* * * 会社法の改正に伴い、株主の皆さまによる株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧に変更となりました。株主総会資料は、電子提供制度のもとご送付しております。下記当社ウェブサイトから全ての資料をご確認いただけます。 * * * * *

【当社ウェブサイト】

<https://www.usmh.co.jp/ir/shareholders>



*上記のウェブサイトにアクセスしていただき、「招集ご通知・関連資料」欄の「第10回定時株主総会 招集ご通知」よりご覧ください。

U.S.M. Holdings

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

証券コード：3222

招集ご通知

証券コード 3222

2025年5月7日

(電子提供措置の開始日2025年5月1日)

株主の皆さまへ

(本店所在地)
東京都千代田区神田相生町1番地
(本社事務所)
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地17

U.S.M. Holdings

(ユナイテッド・スーパー・マーケット・
ホールディングス株式会社)

代表取締役社長 藤田元宏

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.usmh.co.jp/ir/shareholders>



- 上記のウェブサイトにアクセスしていただき、「招集ご通知・関連資料」欄の「第10回定時株主総会 招集ご通知」よりご覧ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東京証券取引所上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



- 上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

また、本総会にご来場いただけない場合は、**書面（議決権行使書用紙）**または**インターネット**等により議決権の行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁～4頁に記載のご案内に従って、2025年5月22日（木）午後6時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年5月23日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都台東区西浅草3丁目17番1号
浅草ビューホテル「4F（飛翔の間）」

3. 目的事項

報告事項 1. 第10期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項 議 案 取締役7名選任の件

以上

■書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は下記事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「当社グループの現況に関する事項の一部」「会社の株式に関する事項」「会社役員に関する事項の一部」「会計監査人に関する事項」「会社の体制及び方針」
- ・連結計算書類
- ・計算書類
- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査役会の監査報告

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

~~~~~  
◎総会当日会場内の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。

◎本総会は、総会の模様をライブ配信及び事前のご質問をお受けいたしますので、ご希望される株主さまは、本招集ご通知の5頁～6頁をご参照願います。

◎株主総会決議通知につきましては、郵送によるご送付に代えて、上記に記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

# 議決権行使に関するお願い

## 郵送による 議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### 早期投函のお願い

行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。

お早めにご投函ください。



### 行使期限

2025年5月22日(木曜日)  
午後6時到着

## インターネットによる 議決権の行使の場合



パソコン、スマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、行使期限までに各議案に対する賛否をご登録ください。

- インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

### 議決権行使サイト▶

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳細は次頁をご覧ください。

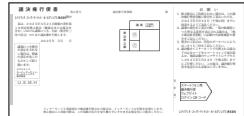
### 行使期限

2025年5月22日(木曜日)  
午後6時まで

## 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



### 株主総会開催日時

2025年5月23日(金曜日)  
午前10時

機関投資家の  
皆さんへ

インターネット等による議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。

# インターネットによる議決権行使のご案内

※インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

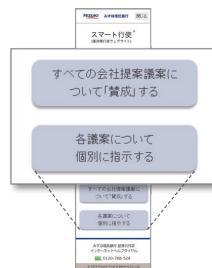
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## 「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で議決権行使ウェブサイトにアクセスして、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

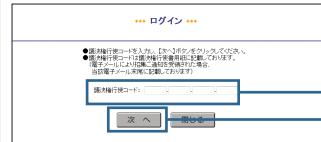
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

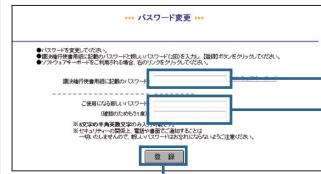
議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。なお、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。



「パスワード」を  
入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

## 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。  
ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く)

## ライブ配信及び事前質問のご案内

### 1. ライブ配信について

当日の株主総会の模様をご自宅等からご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信をご視聴になるには事前のお申込みが必要となります。下記の事項をご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日の会場撮影は、ご出席の株主さまのプライバシーに配慮いたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

#### 専用ウェブサイト

URL : [https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN\\_MVl4VgPWRziuYM-muSOXOA](https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_MVl4VgPWRziuYM-muSOXOA)

※ 登録いただきました株主さまへ、返信メールをお送りいたします。



「株主さま専用ウェブサイトへの事前登録（株主番号及びメールアドレス）」に、ログイン後、必要事項の登録をお願いいたします。後日、メールにてURL（配信アドレス）をお送りいたしますので、ご準備をお願いいたします。

|       |                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間  | 2025年5月1日（木）午前10時～2025年5月18日（日）午後6時まで                                                                                             |
| ご視聴方法 | <p>本総会当日、株主さま専用ウェブサイトより、ご視聴いただけます。</p> <p>※当日の配信は、開始時刻15分前の午前9時45分頃に開設予定です。</p> <p>※メール到着後、視聴用ウェブサイト内にて視聴環境のテストを事前に行いご利用ください。</p> |

#### ＜ライブ配信のご視聴に当たっての留意事項＞

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.usmh.co.jp>) にてお知らせいたします。
- (2) ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会の出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言をお受けすることはできません。議決権は、「書面」または「インターネット」にて事前に行使いただきますようお願いいたします。
- (3) ご視聴は、株主さまご本人に限らせていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございますので、その場合は他のアクセス方法をご利用ください。
- (7) ご視聴に際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

## 2. 事前質問の受付について

本総会は、事前のご質問を専用ウェブサイト内にて受け付けております。下記の「株主さま専用ウェブサイト（株主番号及びメールアドレス）」に、ログイン後、ご利用をお願いいたします。お寄せいただいたご質問を中心に、本総会当日、ご回答をさせていただくことを予定しております。なお、ご質問の内容は本総会の目的事項に関するものにさせていただきます。

### ■専用ウェブサイト

URL : [https://usmh.iqform.jp/form/sokai\\_10/](https://usmh.iqform.jp/form/sokai_10/)

※ 登録いただきました株主さまへ、返信メールをお送りいたします。



|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 受付期間 | 2025年5月1日（木）午前10時～2025年5月18日（日）午後6時まで |
| 入力方法 | ご質問のご入力は、お一人様一回限り、1問までとさせていただきます。     |

### 専用ウェブサイトに関するお問い合わせ先

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

総務部 TEL03-5577-3011

受付時間 平日午前10時～午後6時（土・日・祝祭日を除く）

### 株主番号の記載場所

|                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>議決権行使書</b><br>株主番号<br>ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社印<br>私は、2025年5月1日開催の貴社第1回定期株主総会（総会名または延会を含む）における議案につき、石井（貴名）印（捺印）のとおり議決権行使書を行使します。<br>2025年5月 日<br>議案につき貴名の氏名が記載ない場合は、貴名の氏名が記載したものとして取り扱います。<br>ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社印<br>U.S.M.H | 操作用箇所<br>株主番号<br>議案（下の欄）<br>質否表示欄<br>（印）<br>（印）<br>（印） | お願い<br>1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に質否をご表示いただき、2025年5月18日（午後6時）までに郵送またはFAX（03-5577-3011）までお送りください。<br>2. 議案の質否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会開催日の3日前（議案提出の3日前）候補者の番号をご記入ください。<br>3. 質否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと印をご記入ください。<br>4. 議案の質否表示欄に記載された場合は、以下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし2025年5月12日（午後6時）までにご使用ください。この場合、議決権行使書を発送される必要ございません。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

株主番号(9桁)

## 議案及び参考事項

### 議 案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役6名（全員）は任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図り、さらなる成長と企業価値の向上を目指すため、社外取締役3名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、社外取締役3名は、東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める14頁の「独立社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。また、当社は、13頁の事項を「取締役候補の指名を行うに当たっての方針」として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしております。

#### ■取締役候補者一覧

| 候補者番号 |                                                                                     | 氏名                                 | 当社における地位 | 取締役会への出席状況           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------|----------------------|
| 1     |    | ふじ 藤 田 もと 宏<br>再任                  | 代表取締役社長  | 100.0%<br>(14回/14回中) |
| 2     |    | ほん 本 間 まさ はる<br>正 治<br>再任          | 代表取締役副社長 | 100.0%<br>(14回/14回中) |
| 3     |    | おか 岡 だ もと や<br>田 元 也<br>再任         | 取締役相談役   | 100.0%<br>(14回/14回中) |
| 4     |    | とり 鳥 飼 かい しげ かず<br>重 和<br>再任 社外 独立 | 取締役      | 100.0%<br>(14回/14回中) |
| 5     |    | まき 牧 の なお こ<br>野 直 子<br>再任 社外 独立   | 取締役      | 100.0%<br>(14回/14回中) |
| 6     |   | おか 岡 もと しのぶ<br>本 忍<br>再任 社外 独立     | 取締役      | 100.0%<br>(14回/14回中) |
| 7     |  | い 井 出 で たけ み<br>武 美<br>新任          |          |                      |

# 1 藤田 元宏

再任

## 生年月日

1955年7月11日生

## 所有する当社の株式の数

143,800株

## 取締役候補者の選任理由

藤田元宏氏は、当社代表取締役社長であり、中長期戦略策定及び構造改革などの経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

## 特別の利害関係

藤田元宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年 3月 (株)カスミ入社  
2000年 5月 同社取締役  
2004年 5月 同社常務取締役  
2005年 3月 同社上席執行役員業務サービス本部マネジャー  
兼コンプライアンス統括室マネジャー  
2006年 5月 同社開発本部マネジャー  
2007年 5月 同社専務取締役  
2009年 2月 同社店舗開発・サービス本部マネジャー  
2010年 9月 同社販売統括本部マネジャー兼フードマーケット  
ト運営事業本部マネジャー  
2011年 9月 同社営業統括本部マネジャー兼フードマーケット  
ト運営事業本部マネジャー  
2012年 3月 同社代表取締役社長

2015年 3月 当社取締役副社長  
2017年 3月 当社代表取締役社長（現任）  
イオン(株)執行役スーパーマーケット事業担当  
(株)カスミ取締役  
2017年 5月 マックスバリュ関東(株)取締役（現任）  
2019年 3月 イオン(株)代表執行役副社長スーパーマーケット  
事業担当  
2020年 3月 同社代表執行役副社長スーパーマーケット・商  
品物流担当  
2021年 3月 同社代表執行役副社長スーパーマーケット担当  
2022年 3月 同社執行役副会長  
2024年 3月 (株)カスミ取締役会長（現任）

## 2 ほんままさはる 本間 正治

再任

### 生年月日

1969年10月11日生

### 所有する当社の株式の数

13,450株

### 取締役候補者の選任理由

本間正治氏は、当子会社代表取締役社長であり、財務・会計・投資戦略などの経営者としての経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

### 特別の利害関係

本間正治氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 3月 (株)マルエツ入社  
2010年 3月 同社経営企画本部経営計画部長  
2013年 5月 同社執行役員経営企画本部経営計画部長  
2015年 5月 マックスバリュ関東(株)取締役  
2017年 3月 (株)マルエツ執行役員管理統括経営企画本部長  
2019年 3月 同社執行役員経営企画本部長  
2019年 5月 同社常務執行役員経営企画本部長  
2020年 5月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長  
2021年 5月 当社取締役  
2023年 3月 (株)マルエツ代表取締役社長（現任）  
2023年 5月 当社代表取締役副社長  
2025年 3月 当社代表取締役副社長兼経営戦略本部長（現任）

## 3 おかだもとや 岡田 元也

再任

### 生年月日

1951年6月17日生

### 所有する当社の株式の数

0株

### 取締役候補者の選任理由

岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役会長であり、イオングループを率いる経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

### 特別の利害関係

岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役会長であり、当子会社の株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社及び株式会社いなげやとイオングループとの間には、商品の仕入れ、店舗の賃借、クレジット委託業務、設備の購入、加盟店契約等の取引があります。

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年 3月 ジャスコ(株)（現イオン(株)）入社  
1990年 5月 同社取締役  
1992年 2月 同社常務取締役  
1995年 5月 同社専務取締役  
1997年 6月 同社代表取締役社長  
2002年 5月 イオンモール(株)取締役相談役（現任）  
2003年 5月 イオン(株)取締役兼代表執行役社長  
2004年 5月 (株)カスミ取締役相談役  
2005年 11月 (株)ツルハホールディングス社外取締役相談役  
2012年 3月 イオン(株)取締役兼代表執行役社長グループCEO  
2014年 8月 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役（現任）  
2014年 11月 ウエルシアホールディングス(株)取締役（現任）  
2015年 3月 当社取締役相談役（現任）  
2020年 3月 イオン(株)取締役兼代表執行役会長（現任）

## 4 鳥飼 重和

再任  
社外 独立

### 生年月日

1947年3月12日生

### 社外取締役就任年数(本定時株主総会終結時)

10年2ヶ月

### 所有する当社の株式の数

0株

### 社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割

鳥飼重和氏は、弁護士として企業法務に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知識を有しており、同氏の経験や見識に基づき、独立した客観的な立場から、社外取締役としての適切な職務及び諮問委員会の委員長として実効性の高い監督を行うことを期待できると判断しております。

### 特別の利害関係

鳥飼重和氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月 税理士事務所入所  
1990年 4月 弁護士登録  
1994年 4月 鳥飼経営法律事務所（現鳥飼総合法律事務所）  
代表（現任）  
2015年 3月 当社取締役（現任）  
2017年 6月 栗田工業（株）社外監査役  
2018年 6月 理想科学工業（株）社外取締役  
2023年 1月 （株）ムラコシホールディングス社外取締役（現任）

## 5 牧野 直子

再任  
社外 独立

### 生年月日

1968年1月28日生

### 社外取締役就任年数(本定時株主総会終結時)

9年

### 所有する当社の株式の数

0株

### 取締役候補者の選任理由及び期待する役割

牧野直子氏は、管理栄養士として活動をはじめ、現在、日本肥満学会会員及び女子栄養大学生涯学習講師並びに女子栄養大学講師を兼務しており、料理研究家として食に関する豊かな経験と栄養及び料理に関する幅広い知識や経験等を経営に活かすこと、また、同氏は、諮問委員会の委員としても独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うことを期待できると判断しております。

### 特別の利害関係

牧野直子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 4月 （株）荒牧麻子事務所入社  
1996年 1月 フリーランスとして活動（中野区フリー活動栄養士会所属）  
2004年 3月 (有)スタジオ食（くう）代表取締役（現任）  
2007年 5月 日本食育学会評議員 同学会編集委員会委員  
2013年 4月 一般社団法人日本食育学会代議員 同学会編集委員会委員  
2016年 1月 同学会 企画委員会委員（現任）  
2016年 5月 当社取締役（現任）  
2022年 1月 一般社団法人日本食育学会代議員（現任） 同学会賞選考委員

# 6 岡本 忍

おか もと  
しのぶ  
再任  
社外 独立

## 生年月日

1954年6月18日生

## 社外取締役就任年数(本定時株主総会終結時)

1年  
(社外取締役就任前の社外監査役就任年数 8年)

## 所有する当社の株式の数

0株

## 社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割

岡本忍氏は、税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見を有しており、同氏の豊かな経験や見識に基づき、独立した客観的な立場から当社社外取締役として適切な職務及び引き続き諮問委員会の委員として独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うことを期待できると判断しております。

## 特別の利害関係

岡本忍氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 1977年 4月  | 東京国税局総務部総務課        |
| 2005年 7月  | 東京国税局課税第1部企画調整官    |
| 2006年 7月  | 高松国税局川島税務署長（徳島県）   |
| 2007年 7月  | 東京国税局調査第3部統括国税調査官  |
| 2008年 7月  | 同局総務部企画課長          |
| 2009年 7月  | 同局総務部人事第1課長        |
| 2012年 7月  | 国税庁長官官房首席国税庁監察官    |
| 2013年 6月  | 名古屋国税局総務部長         |
| 2014年 7月  | 熊本国税局長             |
| 2015年 10月 | 岡本忍税理士事務所代表（現任）    |
| 2016年 5月  | 当社監査役              |
| 2019年 6月  | 山一電機㈱社外監査役         |
| 2022年 6月  | 同社社外取締役（監査等委員）（現任） |
| 2024年 5月  | 当社取締役（現任）          |

# 7 井出 武美

新任

## 生年月日

1962年4月4日生

## 所有する当社の株式の数

0株

## 取締役候補者の選任理由

井出武美氏は、長年にわたりイオングループにおいて取締役や代表取締役等の要職を歴任し、商品開発、組織開発、企業運営全般に関する幅広い知見を有しております。また、総合小売事業における豊富な経営経験と実績を持っております。現在は、イオン株式会社の執行役としてスーパーマーケット事業を統括しており、当社グループの経営にも深く関与しています。同氏の経験や見識は、当社取締役として適任であると判断しております。

## 特別の利害関係

井出武美氏は、イオン株式会社執行役であり、当社子会社の株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社及び株式会社いなげやとイオングループとの間には、商品の仕入れ、店舗の賃借、フランチャイズ委託業務、設備の購入、加盟店契約等の取引があります。

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 1985年 3月 | ジャスコ㈱（現イオン㈱）入社              |
| 2001年 9月 | 同社 S M商品本部水産商品開発部長          |
| 2003年 2月 | 同社デリカ商品本部売場開発部長             |
| 2004年 3月 | 同社 S M商品本部水産商品部長            |
| 2008年 9月 | イオンリテール㈱食品商品本部デリカ商品部長       |
| 2011年 5月 | マックスバリュ東北㈱取締役商品本部長          |
| 2014年 5月 | ㈱山陽マルナカ代表取締役社長              |
| 2016年 4月 | イオンリテール㈱取締役常務執行役員食品商品企画本部長  |
| 2017年 3月 | 同社専務執行役員南関東カンパニー支社長         |
| 2018年 3月 | 同社取締役執行役員副社長営業担当            |
| 2019年 3月 | 同社代表取締役社長                   |
| 2024年 3月 | イオン㈱執行役G M S 担当             |
| 2025年 3月 | 同社執行役 S M担当（現任）<br>当社顧問（現任） |

- (注) 1.当社は、鳥飼重和氏、牧野直子氏及び岡本忍氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- 2.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 3.取締役候補者のうち、鳥飼重和氏、牧野直子氏及び岡本忍氏は、社外取締役候補者であります。
- 4.鳥飼重和氏、牧野直子氏及び岡本忍氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出しております。なお、当社の定める独立社外役員の独立性に関する基準を満たしていると判断しております。
- 5.「所有する当社の株式の数」は、2025年2月28日現在の当社株式の所有株式数を記載しております。なお、役員持株会における持分は含んでおりません。

## ＜ご参考＞

### 「取締役候補の指名を行うに当たっての方針」

取締役候補者の指名について、当社の経営理念に基づき、当社グループ全体の更なる発展に貢献できる人物であること。加えて、管掌部門の抱える課題を的確に把握し、他の役職員と協力して問題を解決できる能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し指名を行っております。更に実効性の高い取締役会を推進するに当たり、高いスキルを有する取締役は、下表のとおりであります。

### ■取締役会の構成（2025年5月23日以降）

各取締役及び各監査役の有するスキル並びに独立社外役員（取締役/監査役）に期待する専門性等は、次のとおりであります。

| 氏名    | 地位                | 企業経営 | 人事組織開発 | 財務・会計投資戦略 | 法ガバナンス | ビジネス変革 | グローバル視点 | 消費者視点 |
|-------|-------------------|------|--------|-----------|--------|--------|---------|-------|
| 藤田元宏  | 取締役 候補者           | ●    | ●      |           |        | ●      |         |       |
| 井出武美  |                   | ●    | ●      |           |        | ●      |         | ●     |
| 本間正治  |                   | ●    | ●      | ●         |        | ●      |         |       |
| 岡田元也  |                   | ●    |        |           |        | ●      | ●       |       |
| 鳥飼重和  | 取締役 候補者<br>(独立社外) | ●    |        | ●         | ●      |        |         |       |
| 牧野直子  |                   |      |        |           |        |        |         | ●     |
| 岡本忍   |                   |      | ●      | ●         | ●      |        |         |       |
| 根本健   | 監査役               |      | ●      |           | ●      |        |         |       |
| 代々城忠義 |                   |      |        |           | ●      |        |         |       |
| 石本博文  | 監査役<br>(社外)       |      |        | ●         | ●      |        |         |       |
| 三井聰   | 監査役<br>(独立社外)     |      |        | ●         | ●      |        |         |       |

## 「独立社外役員の独立性に関する基準」

1. 現在、当社及び当社の子会社（以下「U.S.M.Hグループ」という）の取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人でなく、過去においてもU.S.M.Hグループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人であったことがないこと。
2. 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社の親会社（※1）の取締役・監査役・執行役・執行役員または使用人であったことがないこと。
3. 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社の兄弟会社（※2）の取締役・監査役・執行役・執行役員または使用人であったことがないこと。
4. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の主要株主（※3）もしくはU.S.M.Hグループが主要株主である会社の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことがないこと。
5. U.S.M.Hグループの主要な取引先（※4）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと。
6. U.S.M.Hグループから多額の寄付（※5）を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと。
7. 過去5年間のいずれかの事業年度において、U.S.M.Hグループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと。
8. U.S.M.Hグループから役員報酬以外に、多額の金銭（※6）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと。
9. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと。
  - (1) U.S.M.Hグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（※7）
  - (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、U.S.M.Hグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
  - (3) 上記2. から8. で就任を制限している対象者
10. その他、独立社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと。

- (※1) 親会社とは、当社の財務及び営業または事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう）を支配している会社等をいう。
- (※2) 兄弟会社とは、当社と同一の親会社（当社の経営を支配している者を含む）を有する会社をいう。
- (※3) 主要株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する会社をいう。
- (※4) 主要な取引先とは、直近事業年度及び直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、U.S.M.Hグループとの取引の支払額または受取額が、当社または取引先（その親会社及び重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- (※5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
- (※6) 多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円を、団体の場合は年間1,000万円または当該団体の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
- (※7) 重要な使用人とは、部長以上の使用人をいう。

以上

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の経済環境は、食料品やサービスなどの物価上昇が継続して家計を圧迫し、消費者の生活防衛意識は一層顕著となりました。また、原材料費・エネルギー費・物流費等のコスト上昇は沈静化せず、企業の倒産件数は増加が続き、有効求人倍率は前年を下回るといった景気全体に暗い影を落とす一年となりました。

さまざまな機能が集中し人口の減少も比較的緩やかと言われる首都圏においても、高齢化が進む地方と都市部との経済格差は拡大しており、ここに多くの店舗を展開する当社にとっても低価格・高品質のバランスがより一層求められ、地域ごとに異なる市場環境を認識しながら、それぞれの地域にあった店づくりや品揃えを迅速に実現することが求められています。

こうした環境の中、当社は2024年11月末の株式会社いなげやとの統合を契機に、これまでの事業会社間の関係を抜本的に見直し、共通する価値観と思想を基に全体の連携を強化するとともに、首都圏最大規模のスーパーマーケットとして強固な経営基盤を構築する体制へと移行する取り組みを開始しました。具体的には、①規模を活かした加工食品、日配食品を始めとした一括仕入調達体制の構築、②コスト適正化のため人事・総務・ITなどバックオフィス部門の集約による共通業務の効率化、③業務品質の向上に向けIT・ロジスティクス・店舗開発などの業務統合による、情報共有の迅速化とマーケティング機能の充実、などを主要な目標において取り組みを進めています。

また、当社グループは当連結会計年度に「マルエツ草加デリカセンター」を本格稼働させ、伸長が続く調理食品の品揃えの充実を図ると共に、店舗作業の軽減を実現するべく、当社グループの約500店舗への商品供給を開始しました。

当連結会計年度の営業収益は、株式会社マルエツの既存店客数の伸長や株式会社カスミの客数の復調、新たに統合した株式会社いなげやの2024年10月～2025年2月の数値の算入等により、前期比114.8%となり、売上総利益も前期比115.9%となりました。売上総利益率は、物価の上昇や競争環境の激化への対応として加工食品を中心に価格を据え置き訴求したことなどから、想定した水準を下回る結果となりました。また、販管費は労務費や水道光熱費・物流費の上昇、デリカセンターへの投資等の影響から、前期に対し16.2%の増加となりました。この結果、営業利益は前期に対し減益となり、加えて子会社において税制改正に伴う外形標準課税の税率変更

や、税効果会計の分類変更を織り込んだため、当連結会計年度の当期純利益は減少しました。

当社グループ子会社の株式会社マルエツは来店客数及び客单価が前期を上回り、営業収益は増収となり、また売上総利益も改善し最終利益も増益となりました。

一方、株式会社カスミは、客数が回復し客单価も前期を上回ったことで営業収益は増収が図れたものの、外形標準課税の税率変更や税効果会計の変更等の影響を21億円受けたことにより、当期純利益は前期に対し30億円の減益となりました。

また、マックスバリュ関東株式会社は、前期末の1店舗閉鎖の影響により、営業収益が前期比99.1%となり、売上総利益率も前期に対して0.7%悪化したことで営業利益は前期を下回り、最終利益は前期に対し2億円の減益となりました。

株式会社いなげやは、2024年10月から2025年2月までの期間において増収増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、営業収益が8,112億73百万円（前期比14.8%増）、営業利益が59億78百万円（前期比13.4%減）、経常利益が61億42百万円（前期比11.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が8億10百万円（前期比19.6%減）となりました。

当連結会計年度において、株式会社マルエツが4店舗、株式会社カスミが4店舗を新設しました。一方、経営資源の効率化を図るため、株式会社マルエツが2店舗、株式会社カスミが3店舗を閉鎖し、また2024年11月末に経営統合した株式会社いなげやの128店舗を加えた当社グループの当期末の店舗数は660店舗となりました。

株式会社マルエツは、マルエツ プチ 稲荷町駅前店を含む4店舗を新規出店し、さらに既存店29店舗の活性化を実施しました。商品面では、「マルエツ草加デリカセンター」で開発・製造したオリジナルブランド「まいごころ」（おにぎりや巻き寿司などの米飯商品）、「うまごころ」（おかず等のお惣菜商品）のオリジナル商品開発を推進しました。また、電子棚札やセルフレジの導入を推進し、生産性向上に積極的に取り組みました。さらにお客さまの利便性向上を目的として、来店宅配サービスの「らくらくクマさん宅配便」を221店舗での展開に拡大し、「移動スーパー」も新たに3車両を追加し、5車両52カ所での販売体制としました。

株式会社カスミは、お客様の来店頻度の向上を目的に、消費頻度の高い商品の店頭価格の引

き下げを継続するとともに、価格高騰が続いた青果物を、市だてなどの企画で訴求し販売を強化しました。また生産性向上のため、売場の規模の見直しを行いながら、計画的に人時を投入し人時売上高の向上に努めました。また、移動スーパーの運用を75車両とし、さらに無人販売を245拠点へとそれぞれ拡大しお客さまの利便性向上に努めました。

マックスバリュ関東株式会社は、青果・鮮魚部門における「産地直送商品」の拡大、こだわり商品である「MeetsValu（ミーツバリュ）」の展開拡大、新鮮な素材を店内で加工し、惣菜として提供する「生鮮惣菜」などを強化し、地域のお客さまのライフスタイルにあわせた商品・サービスの強化を行いました。また千葉市と協業し、マックスバリュ関東3車両目となる「移動スーパー」を千葉市若葉区にて運行開始しております。

株式会社いなげやは、立川栄町店（東京都立川市）、志木柏町店（埼玉県志木市）など12店舗の活性化に取り組みました。また、お客様の来店頻度を高めることをテーマに、商品の開発、お値打ち価格での商品提供を推進し、惣菜コーナーでの新商品開発、新鮮なネタにこだわった「鮮魚鮓」の展開店舗拡大などの取り組みを強化しました。

なお、当社グループはスーパー・マーケット事業を単一セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### （参考情報）

主要連結子会社では、当連結会計年度における株式会社マルエツ単体の営業収益は4,012億65百万円（前期比2.9%増）、株式会社カスミ単体の営業収益は2,750億29百万円（前期比1.9%増）、マックスバリュ関東株式会社単体の営業収益は447億65百万円（前期比0.9%減）、株式会社いなげやは単体の営業収益は894億97百万円（2024年10月～2025年2月）の結果となりました。

## (2) ESG(環境・社会貢献・企業統治)への取り組み

### ① 環境・社会貢献活動への取り組み

当社グループは、脱炭素社会の実現に向け、使用する電力の削減や再生エネルギー導入の推進、冷媒フロンの自然冷媒化などの地球温暖化係数（GWP）低減化への取り組みに加え、廃棄物の削減に向けたフードロス対策や環境配慮型資材の導入、更にはお客さまとの協働による資源の店頭回収に注力しております。また2024年8月には当社グループで2例目となる食品残さの「再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）」が、農林水産省、環境省、経済産業省の大臣認定を取得しており、今後も認証店舗の拡大に取り組んでまいります。

また当社では、「統合報告書2023」を2024年5月に開示し、当社グループが重要課題として設定した各項目について、具体的なロードマップと達成水準を設定しながら、それらの目標達成に向けた取り組みを推進しています。

当社グループでは、事業会社ごとに地域社会の課題解決に向けて、地域の特性やニーズに合わせた社会貢献活動、お客さまと共に取り組む食品支援活動や募金活動、あるいは地域行政との包括連携協定、買物困難地域への移動スーパーの運行などの活動を通じて、地域とのつながりの強化に努めています。

今後、株式会社いなげやも加えて環境・社会貢献の活動を拡げると共に、グループ全体で地域課題に寄り添った活動に注力してまいります。

### ② コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

当社は、事業活動の根幹をなす考え方である基本理念、ビジョン、ミッション（使命）に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を制定し、当社ウェブサイトに開示しております。主な取り組みとしては、2016年5月開催の定時株主総会以降、独立社外役員を主な構成員とする人事・報酬諮問委員会、評価諮問委員会を設置しており、人事・報酬諮問委員会は、当社取締役及び子会社取締役の報酬制度・報酬額に関する答申を行っており、評価諮問委員会は、取締役会の実効性の分析・評価を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでおります。

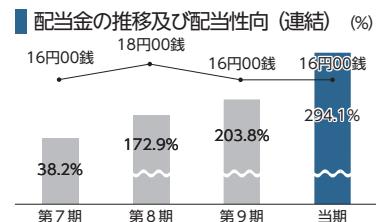
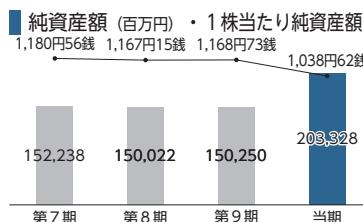
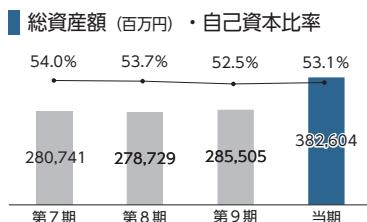
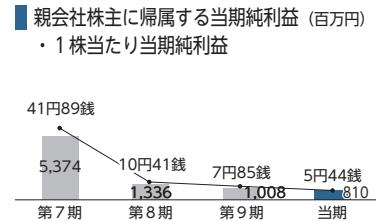
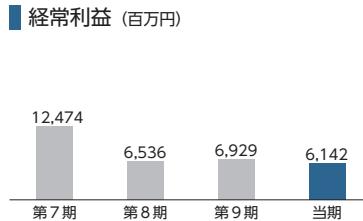
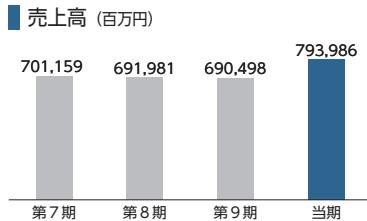
### (3) 対処すべき課題

コストパッケインフレの継続や、首都圏における競争環境は業態を超えて激化していくことなどが見通され、更には少子高齢化の問題も経営に大きな影響を与えると考えられます。こうした環境の中、当社は株式会社いなげやとの統合を契機に、これまでの事業会社間の関係を抜本的に見直し、共通する価値観と思想を基に全体の連携を強化するとともに、首都圏最大規模のスーパーマーケットとして強固な経営基盤を構築する体制へと移行してまいります。共通の思想として顧客起点を絶対の価値観とすることを念頭に置き、SMHの本部機能は、①規模を活かす、②コストを適正化し効率化を図る、③業務品質の向上を図り情報共有の迅速化と機能の充実を図る、ことなどを目標において変革してまいります。一方事業会社は、本部と同様に顧客起点を絶対の価値観として、現状を分析し、店頭の業務を見直して強化し、リソースの配分をシフトして競争の中で優位なポジションに立ち、支持を拡大していく取り組みを推進します。当社グループは、こうしたことを「顧客起点を絶対の価値観として経営構造の変革に挑みつづけることで、真の成長を実現する」という方針のもとに、2025年度より3年間（2026年2月期～2028年2月期）を対象とした事業会社と一体の第4次中期経営計画を策定し、①店舗サービスの強化（CXスコアの向上）をめざし、お客さまへのサービス向上と従業員による接客の強化、②生鮮やデリカなど主力商品の強化とともに、従業員トレーニング・教育の強化に基づく提供品質の向上、③人事総務・システム・商品といった各社組織の集約・スリム化、などの施策を速やかに実行してまいります。

## (4) 当社グループの財産及び損益の状況

| 区分              | 期別(年度) | 第7期        | 第8期        | 第9期        | 第10期       |
|-----------------|--------|------------|------------|------------|------------|
|                 |        | (2021年度)   | (2022年度)   | (2023年度)   | (2024年度)   |
| 売上高             | 高      | 701,159百万円 | 691,981百万円 | 690,498百万円 | 793,986百万円 |
| 経常利益            |        | 12,474百万円  | 6,536百万円   | 6,929百万円   | 6,142百万円   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 5,374百万円   | 1,336百万円   | 1,008百万円   | 810百万円     |
| 1株当たり当期純利益      |        | 41円89銭     | 10円41銭     | 7円85銭      | 5円44銭      |
| 総資産額            |        | 280,741百万円 | 278,729百万円 | 285,505百万円 | 382,604百万円 |
| 純資産額            |        | 152,238百万円 | 150,022百万円 | 150,250百万円 | 203,328百万円 |
| 自己資本比率          |        | 54.0%      | 53.7%      | 52.5%      | 53.1%      |
| 1株当たり純資産額       |        | 1,180円56銭  | 1,167円15銭  | 1,168円73銭  | 1,038円62銭  |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいてそれぞれ計算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第8期の期首から適用しております。
3. 当社は、2024年11月30日を効力発生日として株式会社いなげやと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。よって、第10期の財産及び損益の状況につきましては、株式会社いなげや及びその子会社の業績を含んでおります。



## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会 社 名                | 資 本 金      | 出資比率              | 主要な事業内容 | 事業上の関係 |
|----------------------|------------|-------------------|---------|--------|
| イ オ ン 株 式 会 社        | 220,007百万円 | 51.8%<br>(33.7) % | 純粹持株会社  | —      |
| イオンマーケットインベストメント株式会社 | 100百万円     | 33.7%             | 純粹持株会社  | —      |

(注) 1. 出資比率欄の (内書) は間接所有の割合であります。

2. イオン株式会社は当社の議決権の34.4% (出資比率は33.7%) を所有するイオンマーケットインベストメント株式会社の議決権の100.0%を所有しております。

### ② 親会社等との取引に関する事項

#### イ.当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社グループは、イオン株式会社のグループ会社より同社グループのプライベートブランド商品である「トップバリュ」をはじめとした商品等の仕入を行っております。また、当社グループの店舗施設等について、同社グループとの間に不動産賃貸借取引があります。当該取引をするにあたっては、非支配株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ.当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

### ③ 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容     |
|---------------|--------|---------|-------------|
| 株式会社マルエツ      | 100百万円 | 100.0%  | スーパーマーケット事業 |
| 株式会社カスミ       | 100百万円 | 100.0%  | スーパーマーケット事業 |
| マックスバリュ関東株式会社 | 100百万円 | 100.0%  | スーパーマーケット事業 |
| 株式会社いなげや      | 100百万円 | 100.0%  | スーパーマーケット事業 |

(注) 1. 当社の子会社は、17社であります。

2. 株式会社いなげやは、2024年11月30日を効力発生日（2024年9月30日をみなし取得日）とする株式交換により当社が発行済株式の100%を取得し、当社の完全子会社となりました。
3. 上記株式交換に伴い、同社が保有していた株式会社サビアコーポレーション、株式会社サンフードジャパン、株式会社いなげやウイング及び株式会社いなげやドリームファームの4社についても、同日付（2024年9月30日）で新たに連結子会社の範囲に含めております。

### ④ 重要な関連会社の状況

| 会社名     | 資本金   | 当社の出資比率          | 主要な事業内容     |
|---------|-------|------------------|-------------|
| 株式会社セイブ | 50百万円 | 27.7%<br>(27.7)% | スーパーマーケット事業 |

(注) 1. 当社の関連会社は、上記の重要な関連会社1社を含み3社であります。

2. 出資比率欄の（内書）は間接所有の割合であります。

### ⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 会社名      | 住所                 | 帳簿価額の合計額  | 当社の総資産額    |
|----------|--------------------|-----------|------------|
| 株式会社マルエツ | 東京都豊島区東池袋5丁目51番12号 | 62,179百万円 |            |
| 株式会社カスミ  | 茨城県つくば市西大橋599番地1   | 64,257百万円 |            |
| 株式会社いなげや | 東京都立川市栄町6丁目1番地の1   | 45,836百万円 | 219,569百万円 |

## （6）設備投資及び資金調達の状況

当社グループの設備投資については、スーパーマーケット事業を中心に店舗網の拡充のための新規出店8店舗、さらに既存店舗の活性化を実施、及びマルエツ草加デリカセンターを開設いたしました。

この結果、当連結会計年度の設備投資支出額は279億63百万円となりました。

また、当連結会計年度に実施した設備投資等の所要資金には自己資金等を充当し、有利子負債は、前連結会計年度末に比べ184億39百万円増加し633億15百万円となりました。

## (7) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社グループは、当社、子会社17社及び関連会社3社で構成され、スーパー・マーケット事業及びその商品供給事業、その他の事業として不動産事業を展開しております。

事業内容と当社及び関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

### ① スーパーマーケット事業

| 会社名               | 区分                                 |
|-------------------|------------------------------------|
| 当社                | スーパー・マーケット事業の管理                    |
| 株式会社マルエツツバリューグループ | 食料品を中心とした生活関連用品及び衣料品等のスーパー・マーケット事業 |
| 株式会社いなげや          |                                    |
| 株式会社セイブ           |                                    |
| 株式会社マルエツフレッシュフーズ  | 生鮮食品の加工事業・惣菜製造及び販売等                |
| 株式会社ローズコープレーション   |                                    |
| 株式会社カスミグリーン       | 食品の加工・製造及び販売等                      |
| 株式会社カスミみらい        | 野菜の加工・包装等                          |
| 株式会社サンフードジャパン     | 食品の仕入販売・惣菜製造等                      |

### ② その他の事業

| 会社名              | 区分               |
|------------------|------------------|
| 株式会社マルエツ開発       | 不動産事業            |
| 株式会社クローバービジネス    | 商品開発事業           |
| 株式会社食品品質管理センター   | 品質管理及び品質検査事業     |
| 株式会社マーノ          | 業務受託事業           |
| 株式会社アスピズサポート     | 人材派遣事業           |
| 株式会社日本流通未来教育センター | 教育事業             |
| 株式会社エスオーワーク      | 小売業におけるレジ等店舗運営業務 |
| 株式会社サビアコーポレーション  | 施設管理事業           |
| 株式会社いなげやウイニング    | 店舗支援請負業務         |
| 株式会社いなげやドリームファーム | 農作物の栽培生産等        |

## (8) 企業集団の主要拠点等 (2025年2月28日現在)

### ① 当社

| 事業所                    | 所在地     |
|------------------------|---------|
| 本社                     | 東京都千代田区 |
| 蕨事務所                   | 埼玉県蕨市   |
| THE TERRABASE 土浦       | 茨城県土浦市  |
| U. S. M. H八千代グロサリーセンター | 千葉県八千代市 |

### ② 子会社

| 会社名           | 本社、店舗及び事業所                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社マルエツ      | <p>【本社】 東京都豊島区</p> <p>【店舗及び事業所】<br/>           東京都150店舗、埼玉県56店舗、千葉県49店舗、神奈川県49店舗、茨城県1店舗、<br/>           栃木県1店舗、計306店舗<br/>           川崎複合センター（神奈川県川崎市）、<br/>           三郷複合センター（埼玉県三郷市）、<br/>           草加デリカセンター（埼玉県草加市）</p>  |
| 株式会社カスミ       | <p>【本社】 茨城県つくば市</p> <p>【店舗及び事業所】<br/>           茨城県108店舗、千葉県40店舗、埼玉県34店舗、栃木県7店舗、群馬県4店舗、<br/>           東京都3店舗、計196店舗<br/>           中央流通センター（茨城県かすみがうら市）、<br/>           佐倉流通センター（千葉県佐倉市）、<br/>           精肉加工センター（茨城県土浦市）</p> |
| マックスバリュ関東株式会社 | <p>【本社】 東京都江東区</p> <p>【店舗及び事業所】<br/>           千葉県14店舗、東京都12店舗、埼玉県2店舗、神奈川県2店舗、計30店舗</p>                                                                                                                                        |
| 株式会社いなげや      | <p>【本社】 東京都立川市</p> <p>【店舗及び事業所】<br/>           東京都70店舗、埼玉県28店舗、神奈川県24店舗、千葉県6店舗、計128店舗<br/>           武蔵村山精肉・鮮魚プロセスセンター（東京都武蔵村山市）、<br/>           立川 青果・生鮮センター（東京都立川市）</p>                                                      |

## (9) 企業集団の従業員の状況 (2025年2月28日現在)

| 区分                    | 従業員数              |
|-----------------------|-------------------|
| ス 一 パ 一 マ 一 ケ ツ ト 事 業 | 9,112名 ( 24,272名) |
| そ の 他 の 事 業           | 188名 ( 1,938名)    |
| 合 計                   | 9,300名 ( 26,210名) |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の ( ) は、パートナー社員 (パートタイマー) 及びアルバイトの年間平均雇用人員数 (8時間換算) であります。

## (10) 主要な借入先及び借入金残高 (2025年2月28日現在)

| 借入先          | 借入金残高    |
|--------------|----------|
| 株式会社常陽銀行     | 7,250百万円 |
| 株式会社埼玉りそな銀行  | 4,450百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 4,037百万円 |
| 信金中央金庫       | 4,000百万円 |
| 農林中央金庫       | 3,000百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 500,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 199,100,691株 |
| (3) 株主数         | 153,828名     |
| (4) 大株主 (上位10名) |              |

| 株 主 名                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------|----------|---------|
| イオンマーケットインベストメント株式会社     | 67,159千株 | 34.34%  |
| イオングループ株式会社              | 36,065千株 | 18.44%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 9,285千株  | 4.74%   |
| U. S. M. H グループ取引先持株会    | 2,914千株  | 1.49%   |
| 公益財団法人神林留学生奨学会           | 2,300千株  | 1.17%   |
| 三菱食品株式会社                 | 1,730千株  | 0.88%   |
| 国分グループ本社株式会社             | 1,717千株  | 0.87%   |
| 株式会社日本アクリセス              | 1,534千株  | 0.78%   |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)      | 1,492千株  | 0.76%   |
| U. S. M. H 従業員持株会        | 1,276千株  | 0.65%   |

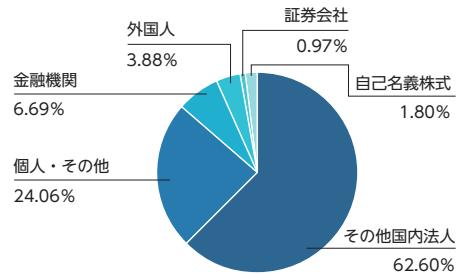
- (注) 1. 自己株式 (3,572,387株) は、大株主には含めておりません。  
 2. 持株比率は、自己株式 (3,572,387株) を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

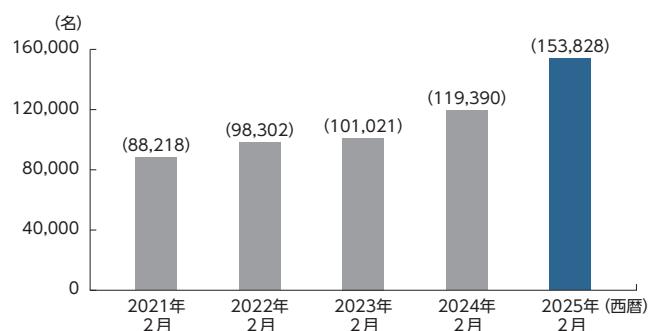
| 区分                | 株式数（株） | 交付対象者数（名） |
|-------------------|--------|-----------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 7,000株 | 2名        |

(ご参考)

所有者別株式保有状況



総株主数の推移



## (6) 新株予約権等に関する事項

- ① 事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 区分  | 名称<br>(決議日)              | 保有人数<br>及び数 | 目的となる<br>株式の種類<br>及び数 | 発行価額<br>(1個当たり) | 行使価額<br>(1株当たり) | 行使期間                      |
|-----|--------------------------|-------------|-----------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 取締役 | 第1回新株予約権<br>(2017年5月29日) | 5名<br>245個  | 普通株式<br>24,500株       | 113,800円        | 1円              | 2017年6月27日～<br>2047年6月26日 |
| 取締役 | 第2回新株予約権<br>(2018年5月21日) | 5名<br>169個  | 普通株式<br>16,900株       | 138,600円        | 1円              | 2018年6月11日～<br>2048年6月10日 |
| 取締役 | 第3回新株予約権<br>(2019年5月24日) | 5名<br>216個  | 普通株式<br>21,600株       | 89,200円         | 1円              | 2019年6月10日～<br>2049年6月9日  |
| 取締役 | 第4回新株予約権<br>(2020年5月20日) | 5名<br>200個  | 普通株式<br>20,000株       | 106,300円        | 1円              | 2020年6月8日～<br>2050年6月7日   |
| 取締役 | 第5回新株予約権<br>(2021年5月21日) | 5名<br>226個  | 普通株式<br>22,600株       | 101,600円        | 1円              | 2021年6月14日～<br>2051年6月13日 |
| 取締役 | 第6回新株予約権<br>(2022年5月20日) | 5名<br>219個  | 普通株式<br>21,900株       | 98,600円         | 1円              | 2022年6月13日～<br>2052年6月12日 |
| 取締役 | 第7回新株予約権<br>(2023年5月19日) | 5名<br>116個  | 普通株式<br>11,600株       | 103,100円        | 1円              | 2023年6月19日～<br>2053年6月18日 |
| 取締役 | 第8回新株予約権<br>(2024年5月24日) | 2名<br>107個  | 普通株式<br>10,700株       | 79,300円         | 1円              | 2024年6月20日～<br>2054年6月19日 |

(注) 1. 取締役は、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役であります。

2. 新株予約権の行使条件として、新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員在任または在職中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができるものとされております。

3. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとされております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の内容の概要

| 区分             | 名称<br>(決議日)              | 交付人数<br>及び数 | 目的となる<br>株式の種類<br>及び数 | 発行価額<br>(1個当たり) | 行使価額<br>(1株当たり) | 行使期間                      |
|----------------|--------------------------|-------------|-----------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 当社<br>執行<br>役員 | 第8回新株予約権<br>(2024年5月24日) | 5名<br>120個  | 普通株式<br>12,000株       | 79,300円         | 1円              | 2024年6月20日～<br>2054年6月19日 |
| 子会社<br>取締役     | 第8回新株予約権<br>(2024年5月24日) | 13名<br>309個 | 普通株式<br>30,900株       | 79,300円         | 1円              | 2024年6月20日～<br>2054年6月19日 |

- (注) 1. 新株予約権の行使条件として、新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員在任または在職中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができるものとされております。  
 2. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとされております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年2月28日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                    |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 藤 田 元 宏 | 株式会社カスミ取締役会長<br>マックスバリュ関東株式会社取締役                                                           |
| 代表取締役副社長  | 本 間 正 治 | 株式会社マルエツ代表取締役社長                                                                            |
| 取締役相談役    | 岡 田 元 也 | イオン株式会社取締役兼代表執行役会長<br>イオンモール株式会社取締役相談役<br>ウエルシアホールディングス株式会社取締役<br>株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役 |
| 取 締 役     | 鳥 飼 重 和 | 鳥飼総合法律事務所代表<br>株式会社ムラコシホールディングス社外取締役                                                       |
| 取 締 役     | 牧 野 直 子 | 有限会社スタジオ食（くう）代表取締役<br>一般社団法人日本食育学会代議員 同学会企画委員会委員                                           |
| 取 締 役     | 岡 本 忍   | 岡本忍税理士事務所代表<br>山一電機株式会社社外取締役（監査等委員）                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 根 本 健   | 株式会社マルエツ監査役                                                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 代々城 忠 義 | 株式会社カスミ監査役<br>株式会社カスミみらい監査役                                                                |
| 監 査 役     | 石 本 博 文 | イオンマーケット株式会社常勤監査役                                                                          |
| 監 査 役     | 三 井 聰   | 三井公認会計士事務所所長<br>株式会社ジェントルパートナーズ代表取締役<br>日本調理機株式会社社外取締役（監査等委員）<br>税理士法人ふたば代表社員              |

(注) 1. 事業年度中の取締役及び監査役の異動

取締役山本慎一郎氏、取締役島田諭氏、取締役齊藤浩氏及び取締役三木智之氏は、2024年5月24日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。また、監査役竹島智春氏は、2024年5月24日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

2. 取締役岡本忍氏は、2024年5月24日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任し、同日新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 2024年5月24日開催の第9回定時株主総会において、三井聰氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役鳥飼重和氏、取締役牧野直子氏及び取締役岡本忍氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役鳥飼重和氏、取締役牧野直子氏及び取締役岡本忍氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役石本博文氏及び監査役三井聰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役三井聰氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役三井聰氏は、公認会計士及び税理士として企業会計に関する経験と税務及び会計に関する幅広い知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

当社は、2021年3月1日施行の会社法改正に伴う対応として、2021年2月26日開催の取締役会にて、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインの方針に基づく、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

当社の社外役員を除く当社の役員報酬は、「中長期的な業績等を反映させ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進させる」ことを基本方針とし、業績連動の割合を高めた役員報酬体系としており、取締役会は、人事・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の報酬の額は、株主総会の決議によって決定された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、月例報酬のみで構成し報酬の水準は、第三者による国内企業の報酬水準を参考にしており、監査役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を継続的に配置し、毎年4月に事業会社ごとの前年業績結果を確認し、報酬水準の妥当性を検証することにより、客観性、透明性に配慮したものとしております。

### ①取締役（社外役員を除く）報酬制度の概要

| 種類                 | プラン           |       | 内 容                                      | 業績連動の有無 | 交付物 | 評価対象 |
|--------------------|---------------|-------|------------------------------------------|---------|-----|------|
| 月額報酬               | 月例報酬          | 基礎報酬  | 取締役の役位に応じて設定する固定額を毎月支給する金銭報酬             | 固定      | 金銭  | －    |
|                    |               | 役位別報酬 | 前年度の業績達成率及び取締役個人の評価によって支給額が決定される業績連動金銭報酬 |         |     |      |
| エクイティ報酬            | 年次業績報酬（月次反映）  |       | 中期経営計画に連動し、対象期間の1年ごとに付与する事前確定届出型の株式報酬    | 業績連動    | 株式  | 短期   |
|                    | 譲渡制限付株式報酬（RS） |       | 前年度の業績達成率に応じて付与される当社の株式報酬                |         |     |      |
| 株式報酬型ストックオプション（SO） |               | 新株予約権 |                                          | 中長期     |     |      |

## ②役位別報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給割合の概要

下記の表に基づき、個人別の報酬等は、連結営業収益及び連結経常利益の予算達成率を基に算出される業績達成ポイント別に、役位に応じて定められた支給率の範囲内で、取締役毎の業績評価により支給率を決定し、標準値に支給率を乗じた金額を報酬額とします。なお、当社は企業価値の向上を着実に実現するため、以下の業績指標を用いております。当事業年度における連結営業収益8,112億円、連結経常利益61億円となり、その業績達成ポイントは70.4%となりました。

| 役位別報酬        | 割合（構成比%） |        |                    |               | 合計（%）<br>100 |  |
|--------------|----------|--------|--------------------|---------------|--------------|--|
|              | 固定報酬     | 業績連動報酬 |                    |               |              |  |
|              |          | 金銭報酬   | 株式報酬型ストックオプション（SO） | 譲渡制限付株式報酬（RS） |              |  |
| （代表取締役）会長・社長 | 55       | 35     | 5                  | 5             |              |  |
| （代表取締役）副社長   | 59       | 31     | 5                  | 5             |              |  |
| （代表権無）会長・副社長 | 63       | 27     | 5                  | 5             |              |  |
| 専務取締役        | 65       | 25     | 5                  | 5             |              |  |
| 常務取締役        | 69       | 21     | 5                  | 5             |              |  |
| 兼務取締役        | 73       | 19     | 4                  | 4             |              |  |

（注）構成比割合は、合計総報酬額を100%とし、報酬の種類ごとに「平均値（%）」で記載しております。

## ③報酬決定の手続き

当社は、対象取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外役員とする人事・報酬諮問委員会を設置しております。対象取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、人事・報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定にあたっては、人事・報酬諮問委員会より、役員報酬の方針等との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで答申しております。取締役会は、その答申の内容を尊重し、役員報酬の方針等に沿うものであると判断しております。

④当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           |           | 対象となる役員の員数 (名) |
|-------------------|-----------------|------------------|-----------|-----------|----------------|
|                   |                 | 月額報酬             | ストックオプション | 譲渡制限付株式報酬 |                |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 55              | 38               | 9         | 7         | 6              |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 18              | 18               | -         | -         | 2              |
| 社外取締役             | 27              | 27               | -         | -         | 4              |
| 社外監査役             | 9               | 9                | -         | -         | 4              |

- (注) 1. 上記の取締役、監査役の支給人員合計、報酬等の総額には、2024年5月24日開催の第9回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役2名に対する報酬等の金額を含んでおります。
2. 取締役報酬限度額の年額は、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額1億50百万円以内（うち社外取締役分は年額35百万円以内）であり、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は3名）です。2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において決議された取締役の報酬等の額である年額1億50百万円の範囲内で、継続的に株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とする新株予約権を割り当てるもの）付与のための金銭報酬を支給することを決議しています。当該決議時の対象取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。
3. 2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、対象取締役を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、当該取締役の報酬額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限を年額1億50百万円以内とし、付与を受ける当社株式の総数は、年200,000株以内としています。また、2020年5月20日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の一部を改訂し、中期経営計画の1年目、2年目、3年目にそれぞれ譲渡制限期間が1年の株式を付与し、前事業年度の達成ポイントが100%以上の場合は全て解除し、100%未満の場合は全て没収する事前確定届出型へ変更しました。ただし、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対しては、1年分の職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額50百万円以内、かつ66,667株以内と前制度を踏襲しています。当該決議時の対象取締役の員数は5名です。
4. 監査役報酬限度額の年額は、2016年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内であり、当該決議時の監査役は5名（うち社外監査役は3名）です。
5. 上記支払額には、2024年5月24日開催の取締役会決議により取締役2名に付与した新株予約権の当期費用計上額（9百万円）が含まれております。
6. 監査役の報酬は、上記の報酬のほか、社外監査役が当社親会社及び当社親会社の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額は、11百万円であり、支給人数は1名であります。
7. ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
8. 取締役（社外取締役を除く）の月額報酬38百万円は、固定金銭報酬である月例報酬32百万円と業績連動金銭報酬である年次業績報酬6百万円の合計となります。業績連動報酬等の総額は22百万円、非金銭報酬等の総額は16百万円となります。
9. 監査役（社外監査役を除く）、社外取締役、社外監査役の月額報酬は全て固定金銭報酬となります。

(3) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名    | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位、及び重要な兼職の状況                            |
|-------|------------|------|----------------------------------------------|
| 山本慎一郎 | 2024年5月24日 | 任期満了 | 当社取締役<br>当社デジタル本部長兼経営戦略本部長                   |
| 島田諭   | 2024年5月24日 | 任期満了 | 当社取締役<br>マックスバリュ関東株式会社代表取締役社長                |
| 齊藤浩   | 2024年5月24日 | 任期満了 | 当社取締役                                        |
| 三木智之  | 2024年5月24日 | 任期満了 | 当社取締役<br>丸紅株式会社理事                            |
| 竹島智春  | 2024年5月24日 | 辞任   | 当社監査役<br>丸紅株式会社食料第一本部副本部長兼食品関連事業室長           |
| 岡本忍   | 2024年5月24日 | 任期満了 | 当社監査役<br>岡本忍税理士事務所代表<br>山一電機株式会社社外取締役（監査等委員） |

(4) 当事業年度末以降における取締役の役職の主な変更

| 氏名   | 変更後                          | 変更前             | 変更年月日     |
|------|------------------------------|-----------------|-----------|
| 本間正治 | 当社経営戦略本部長<br>株式会社マルエツ代表取締役社長 | 株式会社マルエツ代表取締役社長 | 2025年3月1日 |

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社グループとの関係

- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、「4.会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等（2025年2月28日現在）」に記載のとおりです。
- ・社外取締役及び社外監査役の兼職先とは、特別な関係はありません。

② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況（出席回数/開催回数）

| 区分  | 氏名   | 取締役会               | 監査役会 |
|-----|------|--------------------|------|
| 取締役 | 鳥飼重和 | 14回/14回（出席率100.0%） | —    |
| 取締役 | 牧野直子 | 14回/14回（出席率100.0%） | —    |

|     |      |                     |                     |
|-----|------|---------------------|---------------------|
| 取締役 | ※岡本忍 | 14回/14回 (出席率100.0%) | 3回/ 3回 (出席率100.0%)  |
| 監査役 | 石本博文 | 14回/14回 (出席率100.0%) | 13回/13回 (出席率100.0%) |
| 監査役 | ※三井聰 | 11回/11回 (出席率100.0%) | 10回/10回 (出席率100.0%) |

(注) ※印は、2024年5月24日就任後の状況を記載しております。また、取締役岡本忍氏は2024年5月24日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、同日新たに取締役に選任されたため、取締役会の出席回数及び開催回数は監査役在任期間中と取締役在任期間中とを併せて記載しております。また、監査役会の開催回数は監査役在任期間中のみとしております。

### ③当事業年度における主な活動状況

- ・鳥飼重和氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に弁護士としての専門的見地から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の議長として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・牧野直子氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、消費者の観点から食に関する豊かな経験と栄養及び料理に関する幅広い知見や経験等から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の委員として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・岡本忍氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。また、監査役在任中の監査役会においては、監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について提案、助言を行っております。さらに、人事・報酬諮問委員会の委員として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・石本博文氏は、社外監査役として他社での長年経営に携わった経験と知見から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・三井聰氏は、社外監査役として他の監査役から独立した客観的視点で、公認会計士及び税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見から積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。また、人事・報酬諮問委員会の委員として中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

#### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けております。

これにより、社外役員全員はその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

#### (7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- |                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 33百万円  |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 162百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前期の会計監査人の職務執行状況、当期の監査計画の内容及び監査時間等、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前期の会計監査人の職務執行状況、当期の監査計画の内容及び監査時間等、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識基準の適用に関する助言・指導業務について、対価を支払っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・事業会社の自主・自律性を尊重し、共通する理念である「お客さま第一」「地域社会への貢献」に基づき、設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション（使命）を基本とする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働を実現するため、意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- ・中長期的視点で適切な協働ができる株主、特に日々のお買い物を通じてご意見いただけるお客さま株主をはじめとするステークホルダーを重要なパートナーと位置づけ、建設的な対話ができる環境を整備し、経営に活かせる体制を構築する。
- ・上記3つを前提とし、経営の意思決定過程の合理性を確保することにより、健全な企業家精神を発揮し、会社の迅速・果断な意思決定を実現することにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

#### ②コーポレート・ガバナンス体制の全体像

- ・当社は、取締役会において経営の重要な意思決定を行うとともに、監査役会設置会社として取締役会から独立した監査役及び監査役会により、各取締役の業務執行状況等の監査を実施する。
- ・取締役会の独立性を強化し、経営陣・取締役に対する監督の実効性を高めるため、独立社外取締役を3名体制とともに、独立社外監査役1名を選任し、監督体制の強化を図る。
- ・少数株主の利益が相反する重要な取引等の検討に当たり、更に独立性を高めた特別委員会を設置し、審議・答申する体制を整備する。
- ・役員報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を設置し、公正かつ透明性の高い手続きにより、取締役の選任の手続き及び報酬体系を設定する。

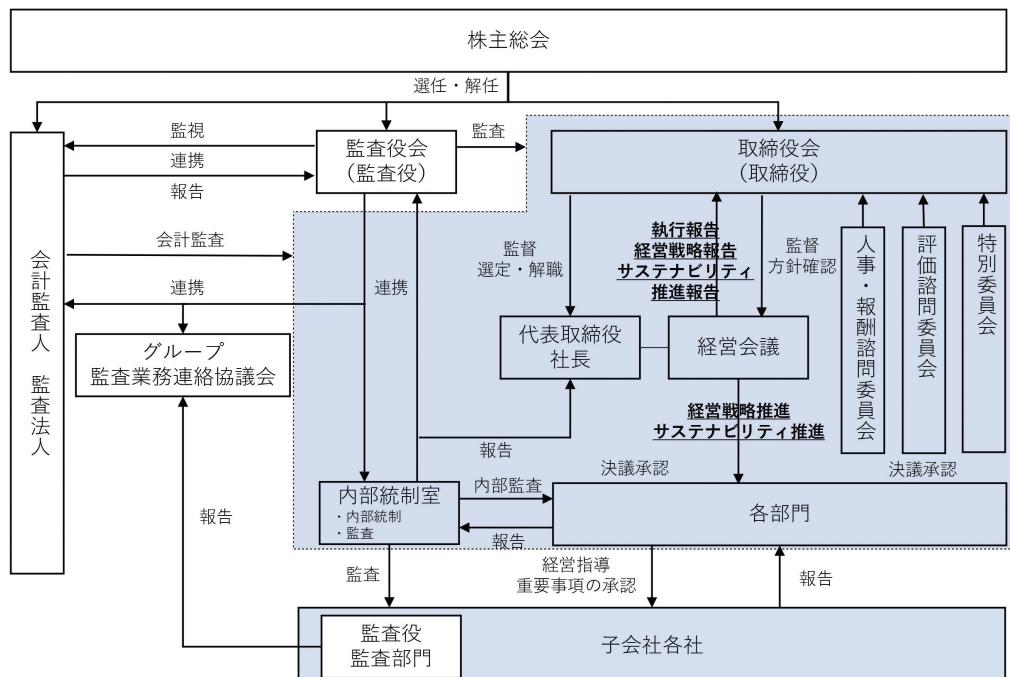
#### ③取締役会の役割・責務

- ・取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に基づき、経営戦略等の方向性を定める。
- ・経営会議規程や職務権限規程・決裁基準表、業務分掌表等により、取締役と各部署の職務と責任を明確にし、周知徹底することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。

- ・取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであると認識し、その実現に向けて最善の努力を行う。目標額と一定の乖離が発生した場合は、その原因を分析し、株主、投資家に説明する機会を設け、次期以降の計画に反映させる。
- ・次期代表取締役や新任取締役の指名にあたっては、取締役会及び事業会社と連携し、候補者の評価を適切に行うことで、透明性・公正性の高い後継者の指名体制を整える。

#### ④監査役会の役割・責務と機能強化

- ・監査役会は、株主から付託を受けた独立機関として、監査役監査基準によりその役割・責務を定める。
- ・監査役としての職務遂行にあたっては、独立の立場の保持に努め、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に従って独立した客観的立場で適切に判断を行う。
- ・独立社外監査役1名を選任し、監査役会の独立性の強化と機能の充実を図る。
- ・社外取締役との情報交換を行うとともに、事業会社の監査役及び内部監査部門との連携を図るため「グループ監査業務連絡協議会」を設置し、実効性の高い監査に努める。



## (2) 取締役会の実効性評価の概要

当社は、持続的な企業価値の向上を目的として、毎年3月に取締役及び監査役による自己評価によるアンケート（調査票）を実施し、分析しております。その結果から課題を認識し、課題解決への施策を実施することで、当社取締役会の実効性を高めております。なお、アンケート（調査票）の作成、回収及び一部の分析にあたっては、外部機関を活用することで評価の透明性を高め、実効性を確保しております。当社では、社外取締役（委員長を含む）2名及び社外監査役2名による評価諮問委員会を開催し、分析・評価を踏まえ、継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでおります。

### ①アンケート（調査票）の概要

|                  |                                                                                       |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者              | 取締役・監査役 計14名（社外役員を含む）                                                                 |
| 評価項目<br>20問+自由記載 | ①取締役会の役割・機能<br>②取締役会の規模・構成<br>③取締役会の運営<br>④監査機関との連携<br>⑤経営陣とのコミュニケーション<br>⑥株主・投資家との関係 |
| 回答方式             | 無記名による、3（満足）～1（不満）までの点数評価及び自由記載                                                       |
| 評価方法             | 第三者機関による内容分析及び取締役会への報告と検証                                                             |

### ②アンケート結果による課題の設定

#### イ.取締役会課題

- ・後継者育成計画の策定
- ・取締役報酬制度の説明不足
- ・独立社外役員や女性役員の割合
- ・当社と事業会社の関係性及び機能
- ・長期戦略についての議論

#### ロ.事務局課題

- ・議案の事前説明、事前配布
- ・事業会社の課題や戦略の共有

- ・従業員への理解促進（満足度向上）
- ・取締役、監査役へのトレーニング

### ③今後の提案（取締役会への答申内容）

#### イ.重要課題に対する推進体制の構築

- ・後継者育成計画の策定
- ・取締役報酬制度の改定及び制度説明
- ・独立社外役員、女性役員の割合についての検討

#### ロ.重要事項を適切に共有する体制の構築

- ・当社と事業会社の関係性及び機能の検討
- ・長期的視点に立った戦略議論と情報共有

当社取締役会は、評価諮問委員会からの答申を受けて、上記の課題に取り組んでまいります。このように評価諮問委員会の機能発揮と取締役会との連携を通じて、コーポレートガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

### (3) 当社グループの保有する株式に関する方針

当社グループは、政策保有株式に関する方針及び政策保有株式に係る議決権の行使基準を定めております。政策保有株式は、基本方針に則り、2016年1月以降に19銘柄、取得原価ベース9億44百万円の保有株式を売却しております。それには、2024年11月末の株式会社いなげやとの統合により増加した政策保有株式のうち、3銘柄の売却を含んでおります。なお、事業年度末時点の保有株式は、取締役会において、定期的に検証を行い、中長期的に取引先企業との取引関係維持・強化や情報収集が、当社グループ及び取引先企業の利益に資するものか否か、及び保有する企業の健全性とリスク等を検証し、保有継続の合理性を判断しております。また、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、ガイドラインに則り、当社グループの株主価値向上並びに投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から判断し、適切に行使しております。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、将来の事業展開及び経営環境を考慮し、収益力の向上と内部留保の充実による企業体質の強化を図りながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、今後の事業展開のための投資に備えたいと考えております。

#### 【当期の剰余金の配当について】

期末の剰余金の配当は、2025年4月10日開催の取締役会決議により、1株当たり8円（中間配当金とあわせて1株当たり年間16円）としております。

### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、関係法令に従い、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しております。なお、当事業年度末時点における内容は、以下のとおりであります。

#### 【取締役会の決議の概要】

##### ①コンプライアンス管理体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として定めた「U.S.M.H行動規範」を、全対象者に周知徹底します。
- ・管理本部は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携を図り、法令等への対応及

び周知徹底のための教育、リスク管理体制の基盤の整備などを当社及び子会社に対し実施します。

- ・内部統制室は、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から当社及び子会社全体の監査を実施し、内部監査・内部統制の状況について、定期的に「経営会議」に報告します。
- ・当社及び子会社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を当社及び子会社に設置し、当社及び子会社の役職員に周知します。通報内容は法令・社内規程に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いは行いません。また、通報内容の概要、通報件数等を、「経営会議」に報告します。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U.S.M.H行動規範」に定めて、一切の関係を遮断します。

## ②情報保存体制

- ・取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係わる情報の保存及び管理は、文書管理規程の定めるところに従い、保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ・会社法・金融商品取引法等の法令によって機密事項として管理すべき経営情報、及び顧客・株主等の個人情報について、保護・管理体制及び方法等につき、「内部者取引管理規程」「個人情報保護に関する規程」等の規程類を整備し、安全管理を図ります。

## ③リスク管理体制

- ・当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定め、その徹底を図ります。
- ・当社は、大規模災害（首都直下型地震）を想定した事業継続計画（B C P）を策定しています。計画の実効性を高めるための訓練を定期的に実施してまいります。
- ・財務報告に係わる内部統制構築（「J－S O X法」への対応）に関し子会社を含め取り組みます。

#### ④効率的職務執行体制

- ・当社及び子会社は、職務執行上の責任を明確にするため、取締役及び執行役員の任期を1年と定めております。
- ・当社及び子会社の経営に係る重要事項は、職務の有効性と効率性の観点から、経営会議の審議を経て、当社の取締役会において決定します。
- ・取締役会等での決定に基づく職務執行については、「職務権限」「業務分掌」等に基づき権限が委譲され、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ・組織のスリム化、ＩＴの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

#### ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の関係会社を適切に管理することにより、関係会社への指導と支援を円滑に遂行し、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に「関係会社管理規程」を定めています。
- ・当社は関係会社管理規程において、子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付けています。
- ・子会社の独自性を尊重しつつ、定期的に経営状況の報告を受け、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
- ・子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
- ・内部統制室は、子会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、モニタリングや必要に応じて子会社の監査を実施し、内部管理体制、内部監査体制の適切性や有効性を検証します。

#### ⑥監査役を補助する使用人の体制

- ・取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
- ・内部統制室の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は、当該使用人に対して、これを命じるものとします。
- ・監査役の職務を補助することを命じられた使用人は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

#### ⑦前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保

- ・監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行するため、人事考課、人事異動について、事前に監査役会の意見を尊重して、同意を得るものとします。
- ・監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告する体制

- ・当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
- ・当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ役職員」といいます）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
- ・当社グループ役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。

⑨監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

⑩監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われる体制

- ・代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換をします。
- ・取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ・取締役は、重要な業務執行に係わる会議体への監査役の出席を求め、監査が実効的に行われるようになります。
- ・内部統制室は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保を図ります。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①コンプライアンス体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として定めた「U.S.M.H行動規範」を全対象者に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上や基本理念の共有を目的に各種研修を通じて責任者への教育を継続して実施しております。また、管理本部は当事業年度も公認会計士等外部の専門家と連携を図り、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、法令等への対応及び周知徹底のための教育を子会社の管理職に対して実施しております。
- ・当社及び子会社は、2022年6月に施行された改正公益通報者保護法の内部通報制度に係る規程等の内容を拡充し、ポスター等による周知活動や研修等を通じてその実効性向上を図り、適正運用に努めております。
- ・内部統制室は、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力の上、独立及び客観的立場から当社及び子会社全体の監査を実施し、内部監査・内部統制の状況について、定期的に「経営会議」に報告しております。
- ・当社及び子会社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を当社及び子会社に設置し、当社及び子会社の役職員に周知し、通報内容の概要、通報件数等は「経営会議」に報告しております。
- ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U.S.M.H行動規範」に基づき、一切の関係を遮断する努力をしております。

### ②情報保存体制

- ・情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした規程を整備し、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図り、情報管理及び機密情報漏えいの防止に努めております。
- ・当事業年度につきましては、電子メール等のウイルス感染を防止する訓練を実施し、個人ごとの意識の向上を図り、情報セキュリティの強化を推進しております。また、個人情報保護法の改正内容を正しく認識するため、関係部署が連携し、方針内容の精査を図り、一層の整備・強化を努めております。

### ③リスク管理体制

- ・当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定めて、周知徹底を図っております。これらを支える仕組みとして人事総務は、監査役会にて子会社の重要なリスクを毎月報告し、また、重要なリスクが発生した都度、経営会議、取締役会にて報告し、迅速な対応が判断できる体制を構築し、運用を図っております。

- ・当社は、大規模災害（首都直下型地震）を想定した事業継続計画（B C P）を策定しております、計画の実効性を高めるための訓練を定期的に実施しております。
- ・当社は、財務報告に係る「内部統制評価計画書」を作成し、その中には子会社の内部統制についても記載されており、内部統制室は定期的に内部統制の状況について経営会議に報告しております。

#### ④取締役の職務執行体制

- ・当社の経営理念に基づき、当社グループ全体のさらなる発展に貢献できる人物であること、加えて、法令及び企業倫理の遵守に関する見識を有することを方針とし、2024年5月開催の第9回定時株主総会にて、独立社外取締役を3名としております。
- ・取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保し、定期的に開催しており、審議の充実に努めております。また、取締役は第三者機関による取締役会の実効性評価のためのアンケート調査に参加し、その内容を取締役会として共有し、抽出された課題から行動計画を策定し、実効性を高めております。

#### ⑤子会社管理体制

- ・当社の代表取締役社長は、子会社2社（株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社）の取締役を兼務しており、定期的に2社の取締役会に出席しております。また、当社の代表取締役副社長は、株式会社マルエツの代表取締役社長に就任しております。
- ・当事業年度におきましては、グループ全体の子会社の取締役及び執行役員を対象に、コンプライアンス教育と法令の遵守状況、リスク管理体制、及び内部通報等、内部統制システムの監督・機能をより強化する研修会をオンラインにて実施しております。
- ・内部統制室は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を確保しております。当事業年度におきましても、子会社の業務監査を実施し、信頼性の強化に努めております。

#### ⑥監査役に報告する体制及び監査役の監査が実効的に行われる体制

- ・当社は、2016年5月開催の第1回定時株主総会以降、自らの信念に従って独立した客観的立場で適切に判断を行う独立社外監査役1名を増員し、監査役会の独立性の強化と機能の充実を図っております。
- ・当事業年度におきましては、監査役4名（内社外監査役2名）に対して、本部長及び各担当部署の責任者より、年度方針に基づいて組成された各プロジェクトの執行状況及び結果等を報告しております。なお、監査役4名（内社外監査役2名）は、第三者機関を活用した取締役会の実効性評価のためのアンケート調査に参加し、抽出された課題も共有しております。
- ・取締役は、重要な業務執行に係わる会議体への監査役の出席を求め、監査の実効性を

確保しており、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜、意見交換をする場を設け意見交換をしており、取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力しております。

- ・当事業年度におきましては、社外取締役との情報交換を行うとともに、子会社の監査役及び内部監査部門との連携を図るため「グループ監査業務連絡協議会」を開催し、実効性の高い監査に努めております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:百万円)

| 科 目       | 金 額     | 科 目           | 金 額     |
|-----------|---------|---------------|---------|
| (資 産 の 部) |         | (負 債 の 部)     |         |
| 流動資産      | 119,635 | 流動負債          | 115,433 |
| 現金及び預金    | 33,237  | 支払手形及び買掛金     | 60,613  |
| 売掛金       | 635     | 短期借入金         | 3,000   |
| 有価証券      | 2,500   | 1年内償還予定の社債    | 523     |
| 棚卸資産      | 23,764  | 1年内返済予定の長期借入金 | 13,858  |
| 未収入金      | 37,205  | 未払法人税等        | 4,661   |
| その他の      | 22,312  | 賞与引当金         | 3,437   |
| 貸倒引当金     | △20     | 店舗閉鎖損失引当金     | 557     |
| 固定資産      | 262,931 | 株主優待引当金       | 516     |
| 有形固定資産    | 182,853 | その他の          | 28,264  |
| 建物及び構築物   | 79,496  | 固定負債          | 63,843  |
| 機械装置及び運搬具 | 9,452   | 社長期借入金        | 1,427   |
| 工具、器具及び備品 | 18,975  | 一括償還債務        | 40,277  |
| 土地        | 69,441  | 繰延税金負債        | 4,043   |
| 建設仮勘定     | 1,512   | 転貸損失引当金       | 44      |
| その他の      | 3,974   | 店舗閉鎖損失引当金     | 35      |
| 無形固定資産    | 18,309  | 退職給付に係る負債     | 577     |
| のれん       | 8,131   | 資産除去債務        | 705     |
| ソフトウエア    | 8,683   | 長期預り保証金       | 9,429   |
| その他の      | 1,495   | その他の          | 7,131   |
| 投資その他の資産  | 61,768  | 負債合計          | 179,276 |
| 投資有価証券    | 6,034   | (純資産の部)       |         |
| 繰延税金資産    | 8,819   | 株主資本          | 198,325 |
| 退職給付に係る資産 | 7,010   | 資本剰余金         | 10,000  |
| 差入保証金     | 38,839  | 利益剰余金         | 154,949 |
| その他の      | 1,096   | 自己株式          | 36,983  |
| 貸倒引当金     | △31     | その他の包括利益累計額   | △3,608  |
| 繰延資産      | 38      | その他有価証券評価差額金  | 4,755   |
| 社債発行費     | 38      | 退職給付に係る調整累計額  | 1,850   |
| 資産合計      | 382,604 | 新株予約権         | 2,904   |
|           |         | 純資産合計         | 203,328 |
|           |         | 負債純資産合計       | 382,604 |

## 連 結 損 益 計 算 書

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

(単位:百万円)

| 科 目 |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 金 額     |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---------|---|
| 売   | 売 | 上 | 原 | 高 | 益 | 入 | 益 | 費 | 益 | 793,986 |   |
| 売   | 上 | 業 | 収 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 息 | 564,083 |   |
| 営   | 業 | 総 | 利 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 金 | 229,903 |   |
| 営   | 業 | 業 | 管 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 17,286  |   |
| 販   | 売 | 費 | 理 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 息 | 247,189 |   |
| 営   | 及 | び | 般 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 金 | 241,211 |   |
| 営   | 業 | 業 | 利 | 益 | 益 | 益 | 益 | 益 | 他 | 5,978   |   |
| 受   | 受 | 外 | 收 | 利 | 益 | 益 | 益 | 益 | 用 |         |   |
| 持   | 取 |   |   | 利 | 当 | 資 | 当 | 資 | 息 |         |   |
| 補   | 取 |   |   | 配 | 投 | 資 | 投 | 資 | 金 |         |   |
| 受   | 取 |   |   | 法 | に | 收 | 当 | 收 | 料 |         |   |
| 受   | 取 |   |   | よ | よ | 益 | 資 | 益 | 他 |         |   |
| そ   |   |   |   | る | る | 益 | 益 | 益 | 益 |         |   |
| 営   | 業 | 外 |   |   |   | 費 |   |   |   |         |   |
| 支   | 支 | 払 |   |   |   | 利 |   |   |   |         |   |
| 支   | 支 | 払 |   |   |   | 償 |   |   |   |         |   |
| 支   | 支 | 払 |   |   |   | 数 |   |   |   |         |   |
| そ   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 経   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 特   | 常 | 外 |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 特   | 別 |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 固   | 定 |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 投   | 資 |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 資   | 有 |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 資   | 価 |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 特   | 別 |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 減   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 店   | 舗 | 閉 | 鎖 | 損 | 失 | 引 | 当 | 金 | 繰 | 入       |   |
| 店   | 舗 | 閉 | 鎖 | 損 | 失 | 引 | 当 | 金 | 損 | 額       |   |
| 損   | 害 | 補 |   |   |   |   |   |   |   |         |   |
| 税   | 金 | 等 | 調 | 整 | 前 | 当 | 期 | 純 | 利 | 6,905   |   |
| 法   | 人 | 税 | 住 | 民 | 税 | 及 | び | 事 | 業 |         |   |
| 法   | 人 | 税 | 人 | 税 | 等 | 調 | 整 | 事 | 業 | 6,095   |   |
| 当   | 期 | 純 |   |   |   |   |   |   |   | 810     |   |
| 親   | 会 | 社 | 株 | 主 | に | 帰 | 属 | す | る | 当       | 期 |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 純       | 利 |
|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 810     |   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

(単位:百万円)

|                     | 株主資本         |              |               |        |         |
|---------------------|--------------|--------------|---------------|--------|---------|
|                     | 資本           | 金            | 資本            | 剰余金    | 利益剰余金   |
| 当期首残高               | 10,000       | 104,325      |               | 38,226 | △3,522  |
| 当期変動額               |              |              |               |        |         |
| 株式交換による増加           |              |              | 51,009        |        | 51,009  |
| 剰余金の配当              |              |              | △347          | △2,052 | △2,400  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |              |              |               | 810    | 810     |
| 自己株式の取得             |              |              |               |        | △121    |
| 自己株式の処分             |              |              | △37           |        | 36      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |              |              |               |        | △1      |
| 当期変動額合計             | —            | 50,624       |               | △1,242 | △85     |
| 当期末残高               | 10,000       | 154,949      |               | 36,983 | △3,608  |
|                     | その他の包括利益累計額  |              |               |        |         |
|                     | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | 新株予約権  | 純資産合計   |
| 当期首残高               | △95          | 1,095        | 1,000         | 220    | 150,250 |
| 当期変動額               |              |              |               |        |         |
| 株式交換による増加           |              |              |               |        | 51,009  |
| 剰余金の配当              |              |              |               |        | △2,400  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |              |              |               |        | 810     |
| 自己株式の取得             |              |              |               |        | △121    |
| 自己株式の処分             |              |              |               |        | △1      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,945        | 1,808        | 3,754         | 26     | 3,781   |
| 当期変動額合計             | 1,945        | 1,808        | 3,754         | 26     | 53,077  |
| 当期末残高               | 1,850        | 2,904        | 4,755         | 247    | 203,328 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

連結子会社の名称

株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社、  
株式会社いなげや、株式会社マルエツフレッシュフーズ、  
株式会社ローズコーポレーション、株式会社カスミグリーン、  
株式会社マルエツ開発、株式会社クローバ商事、株式会社食品品質管理センター、  
株式会社マーノ、株式会社アスピズサポート、株式会社カスミみらい、  
株式会社サビアコーポレーション、株式会社サンフードジャパン  
株式会社いなげやウイング、株式会社いなげやドリームファーム

#### (2) 持分法の適用に関する事項

関連会社の数 3社

関連会社の名称

株式会社セイブ、株式会社日本流通未来教育センター、株式会社エスオーワークス

#### (3) 連結範囲の変更

当社は「10.企業結合等に関する注記」に記載の通り、株式会社いなげやについて  
2024年11月30日を効力発生日とする株式交換を行いました。

なお、みなし取得日は2024年9月30日であります。

当該統合に伴い、株式会社いなげや、株式会社サビアコーポレーション、株式会社サン  
フードジャパン、株式会社いなげやウイング、株式会社いなげやドリームファームは、  
当連結会計年度より連結範囲に含めております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社いなげや及びその子会社4社は、決算日を3月31日  
から2月末日に変更し、連結決算日は同一となっております。なお、当連結会計年度にお  
ける会計期間は5ヶ月となっております。

## (5) 会計方針に関する事項

### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ロ. 棚卸資産

##### a. 商品

主として売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、一部の商品については最終仕入原価法

##### b. 貯蔵品

最終仕入原価法

### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

#### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

③ 繰延資産処理方法について

イ. 社債発行費

社債の償還期間にわたり、定額法で償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉鎖関連損失見込額を計上しております。

二. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ホ. 転貸損失引当金

店舗閉鎖に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉鎖し転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、食品を中心としたスーパーマーケット事業を主力事業としております。同事業における商品の引渡時点において、顧客への履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客が受け取る対価の総額から、仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

当社グループは、ポイントカード会員への売上に対して付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込みなどを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間で均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「無形固定資産」の「その他」に含まれる「ソフトウェア」は6,467百万円であります。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「固定負債」の「その他」に含まれる「リース債務」は415百万円であります。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「長期預り保証金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「固定負債」の「その他」に含まれる「長期預り保証金」は6,184百万円であります。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 固定資産の減損

##### (1) 当連結会計年度に計上した金額

|        |            |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 182,853百万円 |
| 減損損失   | 3,583百万円   |

##### (2) 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

主に店舗の固定資産について、回収可能額が帳簿価額を下回った場合に帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能額の算定に際しては、当連結会計年度における店舗毎の営業損益実績及び全社営業損益実績に将来の施策等に伴う売上高、原価率、人件費及び諸経費の増減を主要な仮定として用いた上で将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

当該見積りは、店舗を取り巻く競争環境や個人消費の動向等の予期せぬ変化により実際に発生した金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度に新たに減損損失が発生する場合があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額        | 233,184百万円 |
| (2) 担保に供している資産及び担保にかかる債務  |            |
| ①担保に供している資産               |            |
| 現金及び預金                    | 1百万円       |
| 建物及び構築物                   | 1,374百万円   |
| 土地                        | 2,229百万円   |
| 合計                        | 3,605百万円   |
| ②上記に対応する債務                |            |
| 支払手形及び買掛金                 | 5百万円       |
| その他 (預り保証金)               | 220百万円     |
| 合計                        | 226百万円     |
| ③その他、宅地建物取引業法に基づき供託している資産 |            |
| 差入保証金                     | 10百万円      |
| (3) 保証債務                  |            |
| 関連会社の仕入債務に対する保証           | 23百万円      |

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 199,100,691株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年4月9日<br>取締役会  | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,026           | 8.00            | 2024年2月29日 | 2024年5月9日   |
| 2024年10月8日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,027           | 8.00            | 2024年8月31日 | 2024年10月16日 |

なお、当社は2024年11月30日に株式会社いなげやを株式交換により完全子会社としており、同社の配当金は同社の取締役会にて以下の通り決議されております。

| 決議                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|---------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2024年11月12日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 347             | 7.50            | 2024年9月30日 | 2024年11月22日 |

(注) 配当金の原資と連結株主資本等変動計算書における差異は、当連結会計年度に完全子会社化した株式会社いなげやの企業結合日前である基準日（2024年9月30日）に属する配当がみなし取得日（2024年9月30日）後に行われたことによるものであります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2025年4月10日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,564           | 8.00            | 2025年2月28日 | 2025年5月8日 |

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 259,500株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期で安全性の高い預金等で運用しております。資金については運転資金及び設備投資等に必要な資金を銀行借入等により調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金、未収入金は取引先に対する短期の営業債権であります。差入保証金は店舗不動産の賃借等に伴い差し入れたものであります。売掛金、未収入金、差入保証金は取引先の信用リスクに晒されております。

売掛金、未収入金、差入保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

有価証券は、主に余資運用のため保有する預金と同様の性質を有する合同運用の金銭信託及び信託受益権であり、そのほとんどが短期間で決済されるものであります。

投資有価証券のうち、株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。非上場株式においては発行企業体の信用リスクに晒されております。株式は、定期的に時価や発行企業体の財政状態を把握することにより、当該リスクを管理しております。

支払手形及び買掛金は仕入先に対する短期の営業債務であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に必要な資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。社債は主として固定金利で借入れております。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。長期預り保証金は、営業店舗に出店するテナントから受け入れたものであり、支払期日は約定により家賃相殺又は分割返済であります。

また、支払手形及び買掛金、借入金、社債、リース債務は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません ((注) を参照ください。)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

|               | 連結貸借対照表<br>計 上 額 | 時 価    | 差 額    |
|---------------|------------------|--------|--------|
| ①投資有価証券       |                  |        |        |
| その他有価証券       |                  |        |        |
| 株式            | 4,649            | 4,649  | —      |
| 有価証券          | 2,500            | 2,500  | —      |
| ②差入保証金        | 38,839           |        |        |
| 貸倒引当金 (※ 1)   | △9               |        |        |
|               | 38,830           | 35,855 | △2,974 |
| 資 産 計         | 45,979           | 43,005 | △2,974 |
| 社債 (※ 2)      | 1,951            | 1,889  | △61    |
| 長期借入金 (※ 3)   | 54,136           | 52,563 | △1,572 |
| 長期預り保証金 (※ 4) | 7,131            | 6,791  | △340   |
| リース債務 (※ 5)   | 4,228            | 4,585  | 357    |
| 負 債 計         | 67,446           | 65,829 | △1,617 |

(※ 1) 差入保証金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※ 2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(※ 3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※ 4) 1年内償還予定の長期預り保証金を含んでおります。

(※ 5) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

| 区分     | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 関連会社株式 | 231        |
| 非上場株式  | 1,153      |

これらについては、上記表内における「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価（百万円） |      |      |       |
|---------|---------|------|------|-------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |         |      |      |       |
| その他有価証券 | 4,649   |      |      | 4,649 |
| 資産計     | 4,649   |      |      | 4,649 |

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分      | 時価（百万円） |        |      |        |
|---------|---------|--------|------|--------|
|         | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 有価証券    |         | 2,500  |      | 2,500  |
| 差入保証金   |         | 35,855 |      | 35,855 |
| 資産計     |         | 38,355 |      | 38,355 |
| 社債      |         | 1,889  |      | 1,889  |
| 長期借入金   |         | 52,563 |      | 52,563 |
| 長期預り保証金 |         | 6,791  |      | 6,791  |
| リース債務   |         | 4,585  |      | 4,585  |
| 負債計     |         | 65,829 |      | 65,829 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券は、現金及び預金の一時的な余資運用として取得した運用期間が3ヶ月以内の運用商品（信託受益権・合同金銭信託など）で、現金及び預金と同様の性格を有するものと判断しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローに対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価格により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

社債

社債は固定金利によるものであり、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローに対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価格により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### リース債務

リース債務の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローに対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の子会社では、首都圏に賃貸用の商業施設等を所有しております。

なお、賃貸用商業施設の一部については、グループの一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2025年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,984百万円（賃貸収益は営業収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）、減損損失は46百万円（特別損失に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

|                        | 連結貸借対照表計上額 |        |        |             | 当連結会計年度末の時価 |
|------------------------|------------|--------|--------|-------------|-------------|
|                        | 当年度期首残高    | 当年度増減額 | 当年度末残高 | 当連結会計年度末の時価 |             |
| 賃貸等不動産                 | 12,366     | 3,186  | 15,552 | 14,049      |             |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 9,696      | 6,320  | 16,016 | 16,723      |             |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減のうち、当連結会計年度の主な増加は、連結子会社増加分7,158百万円、賃貸等不動産の用途変更等2,306百万円、不動産の取得1,923百万円、主な減少は不動産の売却946百万円、減価償却費777百万円、賃貸設備の除却111百万円、減損損失46百万円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スーパー・マーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

| 区分    |        | (単位：百万円) |   |
|-------|--------|----------|---|
|       |        | 当連結会計年度  | 年 |
| 商品の販売 | (売上高)  | 793,986  |   |
| その他   | (営業収入) | 6,257    |   |
| 合計    |        | 800,244  |   |

(注) 連結損益計算書上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当連結会計年度において11,028百万円であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

商品の販売（売上高）は、主にスーパー・マーケット各店における食品や日用品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に回収しております。

その他（営業収入）は、主に消化仕入に係る手数料収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

#### ①契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

| (単位：百万円) |    |         |   |
|----------|----|---------|---|
| 期首       | 残高 | 当連結会計年度 | 年 |
| 期首       | 残高 | 2,910   |   |
| 期末       | 残高 | 4,592   |   |

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、2,370百万円であります。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、商品券等に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,696百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、商品券等が使用されるにつれて今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるポイント等については、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額          | 1,038円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益         | 5円44銭     |
| (3) 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 5円43銭     |

## 10. 企業結合等に関する注記

### 共通支配下の取引等

(株式交換による(株)いなげやの完全子会社化)

当社は、2024年4月18日開催の取締役会決議及び2024年5月24日開催の定時株主総会において、当社と(株)いなげや(以下「いなげや」)について、当社を株式交換完全親会社、いなげやを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」という)を行うことを決議し、2024年11月30日を効力発生日とする株式交換を行いました。

#### (1)取引の概要

①被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業：いなげや

事業の内容：スーパーマーケットによる小売事業、食品卸し、施設管理、店舗支援業務、農業経営等の小売支援事業

#### ②企業結合日

2024年11月30日(みなし取得日2024年9月30日)

#### ③企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、いなげやを株式交換完全子会社とする株式交換

#### ④本株式交換の目的

イオン(株)、いなげや及び当社は、今後更なる競争激化が見込まれる首都圏において、スピード感をもってお客様のニーズに応え続け、地域社会と共生し、ともに成長していくため

には、資本関係の強化と経営統合を通じて関係をより一層深化させ、デジタル、商品、人財、決済インフラ等、イオングループの様々なアセットを最大限に活用するとともに、1兆円のSMグループとしてスケールメリットを活かした新たなビジネスモデルへの進化を進めることが最適であるとの考えに至りました。

いなげや及び当社グループ会社は、2023年6月19日に共同で設置した統合準備委員会の中で、基本合意書の締結時に想定されたシナジーの実現及び効果について協議・検討を進め、シナジーにより企業価値の向上に資するだけでなく、競争環境が激化する中において、当社といなげやが同じ企業体として今後も安定的な需要が見込まれる首都圏においてドミナントを強化することで、各種スケールメリットの享受に繋がるものとの判断に至り、本株式交換の実行を決定いたしました。

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

(3)被結合企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|               |           |
|---------------|-----------|
| 取得の対価(当社普通株式) | 45,588百万円 |
| 取得原価          | 45,588百万円 |

(4)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の種類別の交換比率及び交付した株式数

|                 | 当社<br>(株式交換完全親会社)  | いなげや<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|--------------------|---------------------|
| 本株式交換に係る割当比率    | 1                  | 1.46                |
| 本株式交換により交付した株式数 | 当社普通株式：67,419,335株 |                     |

(注) 当社が交付した株式は、新たに発行する株式にて充当いたしました。

なお、いなげやにおいて反対株主からの買取請求により取得した自己株式245百万円は、当連結会計年度中に株式会社いなげやにおいて消却いたしました。

## ②株式交換比率の算定方法

当社及びいなげやは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、当社はみずほ証券株式会社を、いなげやは野村證券株式会社を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼しました。当社及びいなげやはそれぞれ、第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であり、両社の株主の皆さまの利益に資するものとの判断に至り、株式交換契約を締結いたしました。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類

### 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:百万円)

| 科 目                 | 金 額     | 科 目             | 金 額     |
|---------------------|---------|-----------------|---------|
| (資 産 の 部)           |         | (負 債 の 部)       |         |
| 流 動 資 産             | 12,291  | 流 動 負 債         | 7,713   |
| 現 金 及 び 預 金         | 4,739   | 1年以内返済予定の長期借入金  | 5,000   |
| 売 掛 金               | 8       | 株 主 優 待 引 当 金   | 152     |
| 棚 卸 資 産             | 19      | そ の 他           | 2,561   |
| そ の 他               | 7,523   | 固 定 負 債         | 38,772  |
| 固 定 資 産             | 207,277 | 長 期 借 入 金       | 38,750  |
| ( 有 形 固 定 資 産 )     | 1,176   | 資 産 除 去 債 務     | 22      |
| 建 物                 | 473     | 負 債 合 計         | 46,486  |
| 構 築 物               | 18      | (純 資 産 の 部)     |         |
| 機 械 及 び 装 置         | 573     | 株 主 資 本         | 172,835 |
| 車 両 運 搬 具           | 3       | 資 本 金           | 10,000  |
| 工具、器具及び備品           | 68      | 資 本 剰 余 金       | 162,900 |
| 建 設 仮 勘 定           | 39      | 資 本 準 備 金       | 2,500   |
| ( 無 形 固 定 資 産 )     | 4,384   | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 160,400 |
| 商 標 権               | 1       | 利 益 剰 余 金       | 3,642   |
| ソ フ ト ウ エ ア         | 3,647   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 3,642   |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定   | 734     | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 3,642   |
| そ の 他               | 0       | 自 己 株 式         | △3,707  |
| ( 投 資 そ の 他 の 資 産 ) | 201,716 | 新 株 予 約 権       | 247     |
| 関 係 会 社 株 式         | 172,962 | 純 資 産 合 計       | 173,082 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金   | 28,500  | 負 債 純 資 産 合 計   | 219,569 |
| そ の 他               | 253     |                 |         |
| 資 産 合 計             | 219,569 |                 |         |

## 損 益 計 算 書

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                 |       |     |     | 金 額   |
|---------------------|-------|-----|-----|-------|
| 営業業                 | 収 費   | 益 用 | 益 用 | 9,135 |
| 売 上                 | 原 価   | 価 値 |     |       |
| 販 売 費 及 び 一         | 般 管 理 | 費 用 | 費 用 | 327   |
| 営 業                 | 利 益   | 益 益 | 益 益 | 5,818 |
| 営 業 外 収             |       | 益 息 | 益 息 | 6,145 |
| 受 取                 | 利     | 他 用 | 他 用 | 2,989 |
| そ の                 |       | 息 用 | 息 用 |       |
| 営 業 外 費             |       | 他 用 | 他 用 |       |
| 支 払                 | 利     | 息 用 | 息 用 | 133   |
| そ の                 |       | 他 用 | 他 用 | 24    |
| 経 常 利               |       | 益 用 | 益 用 | 157   |
| 税 引 前 当 期 純 利       |       | 益 用 | 益 用 |       |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 |       | 益 用 | 益 用 | 177   |
| 当 期 純 利             |       | 益 用 | 益 用 | 23    |
|                     |       |     |     | 201   |
|                     |       |     |     | 2,946 |
|                     |       |     |     | 2,946 |
|                     |       |     |     | 6     |
|                     |       |     |     | 2,939 |

## 株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)  
(2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |          |         |         |
|---------------------|--------|----------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金    |         |         |
|                     | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |         |
| 当期首残高               | 10,000 | 2,500    | 114,815 | 117,315 |
| 当期変動額               |        |          |         |         |
| 株式交換による増加           |        |          | 45,588  | 45,588  |
| 剰余金の配当              |        |          |         |         |
| 当期純利益               |        |          |         |         |
| 自己株式の取得             |        |          |         |         |
| 自己株式の処分             |        |          | △3      | △3      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |        |          |         |         |
| 当期変動額合計             | —      | —        | 45,584  | 45,584  |
| 当期末残高               | 10,000 | 2,500    | 160,400 | 162,900 |

|                     | 株主資本     |        |        | 新株予約権   | 純資産合計       |  |  |
|---------------------|----------|--------|--------|---------|-------------|--|--|
|                     | 利益剰余金    | 自己株式   | 株主資本合計 |         |             |  |  |
|                     | その他利益剰余金 |        |        |         |             |  |  |
|                     | 繰越利益剰余金  |        |        |         |             |  |  |
| 当期首残高               | 2,756    | 2,756  | △3,522 | 126,549 | 220 126,770 |  |  |
| 当期変動額               |          |        |        |         |             |  |  |
| 株式交換による増加           |          |        |        | 45,588  | 45,588      |  |  |
| 剰余金の配当              | △2,054   | △2,054 |        | △2,054  | △2,054      |  |  |
| 当期純利益               | 2,939    | 2,939  |        | 2,939   | 2,939       |  |  |
| 自己株式の取得             |          |        | △220   | △220    | △220        |  |  |
| 自己株式の処分             |          |        | 36     | 32      | 32          |  |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |        |        |         | 26 26       |  |  |
| 当期変動額合計             | 885      | 885    | △184   | 46,285  | 26 46,312   |  |  |
| 当期末残高               | 3,642    | 3,642  | △3,707 | 172,835 | 247 173,082 |  |  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 10年～12年

工具、器具及び備品 3年～20年

##### ②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ①製品・仕掛品

総平均法

##### ②原材料・貯蔵品

最終仕入原価法

#### (4) 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度の利用実績に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額のうち、当社が負担すべき金額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額  | 376百万円   |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権  | 7,173百万円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務  | 916百万円   |
| (4) 取締役、監査役に対する金銭債務 | 4百万円     |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引

　　営業収益

|        |          |
|--------|----------|
| 受取配当金  | 5,303百万円 |
| 経営管理料  | 2,398百万円 |
| サービス収入 | 1,202百万円 |
| 売上高    | 103百万円   |

　　営業費用

|            |          |
|------------|----------|
| 販売費及び一般管理費 | 1,633百万円 |
| 売上原価       | 2百万円     |

② 営業取引以外の取引高

132百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

普通株式 3,572,387株

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産                |           |
|-----------------------|-----------|
| 繰越欠損金                 | 1,990百万円  |
| 株式報酬費用                | 36百万円     |
| 関係会社株式                | 17百万円     |
| その他                   | 48百万円     |
| 繰延税金資産小計              | 2,094百万円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △1,990百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △103百万円   |
| 繰延税金資産合計              | -百万円      |

### (2) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律一三）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.6%から31.5%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額が61百万円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が58百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が3百万円それぞれ増加します。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 当社の親会社

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の称   | 議決権等の所有割合(注)              | 関連当事者との関係 | 取引の内容   | 取引金額   | 科目             | 期末残高  |
|-----|---------|---------------------------|-----------|---------|--------|----------------|-------|
| 親会社 | イオン株式会社 | 被所有<br>直接18.4%<br>間接34.4% | 役員の兼任     | 販売支払手数料 | 1,538  | その他の<br>(流動負債) | 846   |
|     |         |                           |           | 資金の寄託   | 11,000 | その他の<br>(流動資産) | 3,000 |
|     |         |                           |           | 資金の回収   | 11,000 |                |       |

### 取引条件及び取引条件の決定方針

(注) イオン株式会社は当社の議決権の34.4%（出資比率は33.7%）を所有するイオンマーケットインベストメント株式会社の議決権の100.0%を所有しております。

当社の子会社

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の称         | 議決権等の所有割合  | 関連当事者との関係  | 取引の内容    | 取引金額  | 科目        | 期末残高   |
|-----|---------------|------------|------------|----------|-------|-----------|--------|
| 子会社 | 株式会社マルエツ      | 所有直接100.0% | 経営の管理役員の兼任 | 経営管理料    | 1,176 | その他の流動資産  | 323    |
|     |               |            |            | 資金の貸付(注) | 3,500 | 関係会社長期貸付金 | 18,500 |
|     |               |            |            | 利息の受取    | 70    | —         | —      |
| 子会社 | 株式会社カスミ       | 所有直接100.0% | 経営の管理役員の兼任 | 経営管理料    | 1,097 | その他の流動資産  | 301    |
|     |               |            |            | 資金の貸付(注) | 3,000 | その他の流動資産  | —      |
|     |               |            |            | 資金の回収    | 3,000 |           |        |
|     |               |            |            | 資金の貸付(注) | 6,000 | 関係会社長期貸付金 | 10,000 |
|     |               |            |            | 利息の受取    | 43    | —         | —      |
| 子会社 | マックスバリュ関東株式会社 | 所有直接100.0% | 経営の管理役員の兼任 | 資金の貸付(注) | 7,750 | その他の流動資産  | 3,350  |
|     |               |            |            | 資金の回収    | 7,000 |           |        |
|     |               |            |            | 利息の受取    | 15    | その他の流動資産  | 1      |

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の

(5) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                        |      |     |
|------------------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額          | 833円 | 94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益         | 19円  | 72銭 |
| (3) 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 19円  | 68銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹貴也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古賀祐一郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹貴也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古賀祐一郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月10日

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 根 本 健 

常勤監査役 代 々 城 忠 義 

社外監査役 石 本 博 文 

社外監査役 三 井 聰 

以 上

## 株主メモ

|            |                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度       | 毎年3月1日から翌年2月末日まで                                                                                                                                    |
| 定時株主総会     | 毎年5月開催                                                                                                                                              |
| 基準日        | 期末配当金 毎年2月末日<br>中間配当金 每年8月31日<br>そのほか必要があるとき予め公告して定めた日                                                                                              |
| 株主名簿管理人    | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号<br>みずほ信託銀行株式会社                                                                                                                    |
| 郵便物送付先・連絡先 | 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>みずほ信託銀行株式会社 証券代行部<br><b>0120-288-324</b><br>(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く)<br>取次事務は、みずほ信託銀行株式会社の本店及び全国各支店においてもお取扱いしております。 |
| 公告方法       | 電子公告<br>※事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載いたします。                                                                                       |

### 株式等に関するマイナンバーお届出のご案内

株式等の税務関係の手続に関しましては、マイナンバーのお届出が必要です。  
お届出が済んでいない株主さまにおかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いします。

### 株式等の税務手続におけるマイナンバーの取扱い

法律に従い、以下のような支払調書を作成・提供するためにはマイナンバーを使用いたします。

#### 主な支払調書

\*配当金に関する支払調書

\*単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

### マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

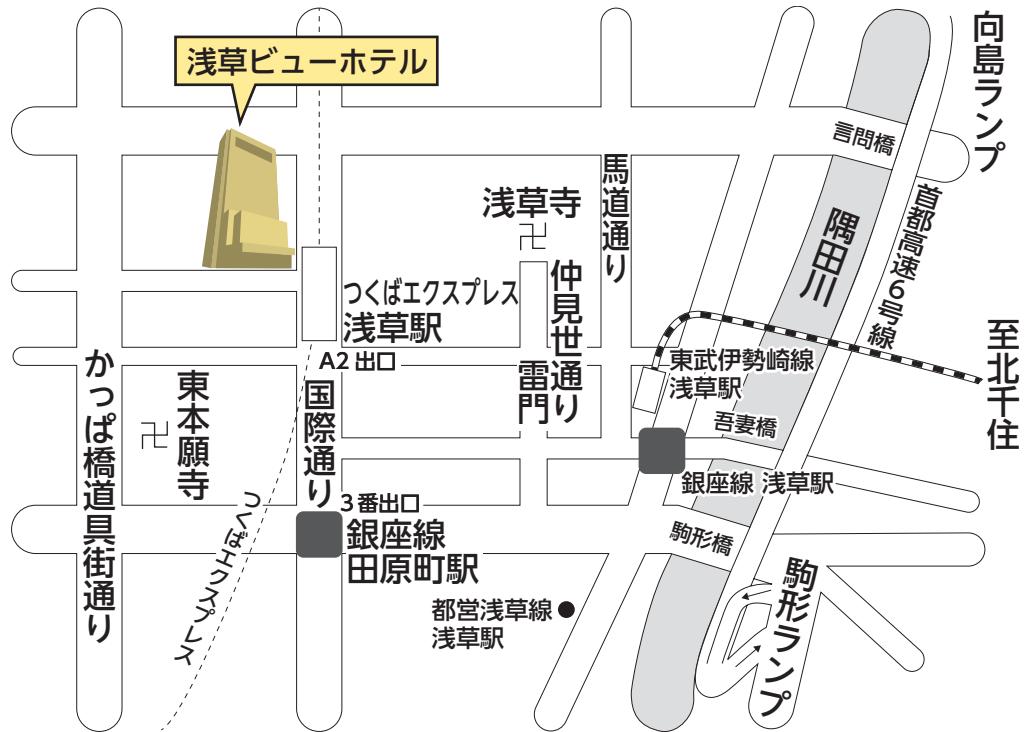
・証券口座にて株式を管理されている株主さま  
お取引の証券会社までお問い合わせください。

・証券会社とのお取引がない株主さま  
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

**0120-840-0178**

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区西浅草3丁目17番1号 電話03-3847-1111 (代表)  
浅草ビューホテル「4F (飛翔の間)」



交 通 ■最寄り駅のご利用案内

- ①つくばエクスプレス
- ②東京メトロ銀座線

「浅草駅」 A2出口より徒歩約1分  
「田原町駅」 3番出口より徒歩約7分

※専用駐車場及び専用送迎バスのご用意はしておりませんので、予めご了承ください。  
また、駐車券の発券はございません。

※本総会にお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

**U.S.M.Holdings**  
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

木を植えています  
私たちはイオンです

ミックス  
紙 | 責任ある森林  
管理を支えています  
FSC® C022915  
[www.fsc.org](http://www.fsc.org)

UD  
FONT